

科学技術振興対策特別委員会議録 第十九号

昭和三十七年四月六日(金曜日)

午後一時四十五分開議

出席委員

委員長 前田 正男君

理事 赤澤 正道君 理事 齋藤 憲三君

理事 中曾根康弘君 理事 西村 英一君

理事 山口 好一君 理事 岡 良一君

理事 山口 鶴男君

安倍晋太郎君 秋田 大助君

亀岡 高夫君 佐々木秀世君

佐々木義武君 徳安 實藏君

保科善四郎君 細田 吉藏君

牧野 寛素君 山本 猛夫君

石川 次夫君 三木 喜夫君

田中幾三郎君

出席國務大臣

國務大臣 三木 武夫君

出席政府委員

科学技術政務次官

山本 利壽君

總理府事務官

島村 武久君

科学技術庁長官

官官房長

總理府事務官

紅 文吉君

科学技術庁原

子力局長

委員外の出席者

原子力委員会委員

兼重寛九郎君

原子力委員会委員

西村 熊雄君

總理府技官

杉本 正雄君

科学技術庁計

画局長

總理府技官

井上啓次郎君

四月六日

委員池田正之輔君、稻葉修君、菅野

和太郎君、塚原俊郎君、松本一郎君

及び内海清君等任につき、その補欠

として徳安實藏君、牧野寛素君、亀

岡高夫君、山本猛夫君、佐々木秀世

君及び田中幾三郎君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員亀岡高夫君、佐々木秀世君、徳

安實藏君、牧野寛素君、山本猛夫君

及び田中幾三郎君等任につき、その

補欠として菅野和太郎君、松本一郎

君、池田正之輔君、稻葉修君、塚原

俊郎君及び内海清君が議長の指名で

委員に選任された。

本日の会議に付した案件

原子力委員会設置法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第一三三號)

科学技術振興対策に関する件(原子

力行政一般に関する問題)

○前田委員長 これより会議を開きま

す。

原子力委員会設置法の一部を改正す

る法律案を議題とし、審査を進めま

す。

質疑の通告がありますので、これを

許します。岡良一君。

○岡委員 いろいろお尋ねをいたした

いと思つておつたのでございますが、

委員各位の御要望もございまして、

具体的な問題はまたいずれ別の機会に

譲りまして、当面の問題について、長

官の率直な御所信を承りたいと思いま

す。

この改正法案は、かねてこの委員会

の放射能対策は原子力委員会の責任に

おいて行なうべきであるというこの決

議の趣旨に基づいていよいよ提出され

たものでございます。ところが、はしな

くも、いよいよアメリカの核実験再開は

ほとんど避くべからざる情勢と相なり

ました。そこでまずお伺いいたしたい

のは、政府として、また原子力委員長

として、三木大臣は、この必至となつ

たアメリカの核実験再開に対していか

なる対策を打ち出されようと思はれる

のか、まずこの点をお伺いいたしたい

と存じます。

○三木國務大臣 岡委員も御承知のご

とく、昨日アメリカは、太平洋地域に

おける危険水域の指定をいたして参つ

たのでございます。これは核実験再開

の前提であると思わなければならぬわ

けでございますが、最後の瞬間まで日

本の政府は、核実験をやめてもらいた

いという外交交渉を続ける予定でござ

います。しかしながら、これは日本の

力によつて阻止できない場合も当然に

あり得るわけでございますから、そう

い場合に対しては、日本の午前十時

から放射能対策本部といたしまして、

各関係官庁の参集を求め、もしアメ

リカが核実験再開をやった場合にとる

べき対策を決定いたしましたのでござい

ます。これは、たとえは指定いたされま

した地域は漁業にも関係がございませ

し、そういうので、いわゆる一般の漁

業者あるいは貨物船等、そういう船舶

に対しての通達を徹底する。それか

ら、乗務員に対してはいろいろ注意事

項を周知徹底をせしめる。また、必要

に応じては漁獲物に対しての検査、乗

務員の身体検査を行なう。それから、

必要に応じては調査船を派遣するよう

なこともいたしたい。いろいろ核実験

実験が行なわれた場合に考え得べき対

策をきょうは決定をいたしましたので、そ

れを行政官庁を通じてできる限りその

被害を少なくするような処置をとりた

いと考えております。

○岡委員 先般外務大臣にも御出席願

いました。私は強調しておいたので

ございますが、政府が今日まで米ソ両

国の核実験に対しては再三、再

四、再五、またわれわれ国会もその停

止を強く要求し抗議をいたしました。

しかし、事実上これは無力でございま

した。従つて、今後いかにワシントン

政府に対して思ひとどまるように政府

が要請をされたところで、その効果は

期待し得ないと思ひます。特に核実験

再開の命令は、三軍の統帥権を握つて

おる大統領の最高の権限でございま

すから、日本の総理大臣の、あるいは日

本の政府や国会の要請をもつてこれを

くつがえすといふことはとうてい困難

であらうと思ひます。

そこで問題は、いよいよ放射能対策

本部、しこりして原子力委員会が中核

となつて対策に努力をせられるという

ことになりまして、まずもつて、ど

こで核実験が行なわれるのか、この実

験はどの程度の期間続くのであるか、

あるいは何回行なわれるのであるか、

あるいはまた実験される核兵器の規模

はどのようなものであるのか、あるいは

はまた用いられる核兵器がいわゆるき

れいな兵器であるのか、それともまた

ない核兵器であるのか、こゝろいろいろ

な諸点を原子力委員会として、放射能

対策本部としては、当然知る必要があ

ると私は思ひます。また、

このことが放射能対策のための重要な

大前提と存するのでございます。当然

対策本部として、あるいは政府とし

て、アメリカ政府にこれらの具体的な

事実を事前に通告を要求せられるべき

だと存じます。そのような御決意がお

ありかどうか、まずこの点をお伺い

いたします。

○三木國務大臣 対策を考える場合に

実情を把握するといふことが前提で

ございますから、外交機関を通じて事

前にアメリカに対して、今、岡委員の御

指摘になつておつたような問題につ

て、われわれはその正確な実態を把握

するために努力を現在までもいたして

おるわけですが、今後とも続けていた

す所存でございします。

○岡委員 ただ、御存じのように、核

兵器の実験の具体的内容はおそらく極

秘中の極秘だと存じます。従つて、た

とえば危険地域の設定とか、あるいは

また継続の大体の期間とか、そしてま

た、きれいな爆弾を使うのであるとい

ふことはアメリカ側も申しておるよう

でございしますが、しかしながら、その

規模がどの程度のものであるか、はた

してきれいなものであるのか、はたし

てきれいなものであるのか、はたし

てきれいなものであるのか、はたし

てきれいなものであるのか、はたし

て重要な問題でございしますが、この点についてはわが方としてこれを探知する必要があるかと存じます。少なくとも対策本部としては、いかなる規模のものがいつ行なわれたか——このことはそのときの気象状況との関係において、フォールアウト対策としては重要な一つの問題点でございしますから、いかなる規模のものがどこで行なわれたか、しかも、その実験をされた核兵器はほんとうにきたくないものであったのか、きれいなものであったのか、核種の定性をやる、こゝろ探知というものは当然放射能対策本部として、していただくかなければならないお仕事になってくると私は思います。が、長官のお考えはいかがでしょうか。

○三木 国務大臣 岡委員も御承知のごとく、気象庁において微気圧計、地震計等、これは相当設置場所をふやしまして整備して参つたのでございます。微気圧計が八カ所、それから高感度の地震計が一カ所、現在持つております。これが探知する場合において一番手がかりになるわけであります。それ以外にも、むしろこれは制約がございまして、日米の友好關係に顧み、また太平洋として一番被害を受ける日本でありますから、この探知機以外にも、できる限りアメリカ側からの情報を入手するように努めたいと考えております。

○陽委員 これまでもしばしば微気圧計等において、その計器に現われた数字からの科学的な結論が発表はされております。しかし問題は、対策本部としてその指揮下において、これらの施設、これらの機関というものがいち早く探知をするという方向に今後は動

いていたかなければならぬ。こうい
 う方向に、あなたは本部長として指揮
 されるべきであると私は思うのでござ
 いまするが、その辺の所信を承りた
 い。

○三木国務大臣　やがて原子力委員会
あるいはまた科学技術庁にも放射能課
を置いて、将来原子力委員会における
放射能対策が軌道に乗れば対策本部は
解消したいと私は考えております。し

かし、現在こゝろ、過渡期でもありませんし、アメリカ自体にもそういう核爆発実験が行なわれるというような状態でございますので、今直ちにこれは廃止しない。今置いておくことが事態の

うことで、しばらくはこれを存置いた
したい考えでございます。しかし、対
策本部にいたしましたも、あるいは原
子力委員会にしても、いろいろそれを

探知したりする。あるいは分岐をした
りする。ような、そういう施設を全部直
接に持たなければならぬと私は考えて
ない。分担をして、各行政機関など、
おのおのその行政を通じての特徴を
持つておるついでありますから、そう

分析とか、そういうものは各行政官庁においてこれをやる。しかし、それを指揮と申しますと言葉が強過ぎるかも知れませんが、対策本部なりあるいは

原子力委員会として、いろいろな今
言つたような政府機関を十分総合的に
利用できるような、そういう形に持つ
ていかなければならぬということは考
えております。それを指揮と申すなら

ば指擲と申してもよろしかろうと思ひます。

○岡委員　私も別に、対策本部として別途に微気圧計を備えてもらいたいと思ひます。

申し上げているのはございません。ただ、これまではいわば地震学者の興味によつて、あるいは統計的な趣味から発表されるというようなものであつてはならないので、やはり放射能対策という観点から放射能対策本部がこれらの記録というものを常に国民に知らしめる、こういう御用意を持っていたべきだということをお願いしておるのでございます。

そこでお尋ねをいたしますが、日本の現在の探知機能では、一体クリスマス島における核実験のどの程度までの爆発ならばこれを探知できますか、何キロトンまでならばできますか。

○三木国務大臣　現在の微気圧計では、爆発力一メガトン以上の核実験が探知できるということになって、まあソ連の場合も十五回ばかりが探知機で探知できたわけでございます。クリスマス島においてもどの程度の核爆発が行なわれるか、現在予測はつきませんが、大型の爆発であればむしろこれで探知できるわけでございますが、非常に小型なものになればこの探知機でキャッチできないというのが現状でございます。

○岡委員　最近、核実験停止協定の交渉においても探知の問題が重要なテーマになっておることは御存じの通りでございます。しかも、新聞紙の伝えるところによると、最近では相当中型以下の地下爆発でも探知し得る技術と施設がすでに実用化されておる、こういうような報道も聞いております。最近ニューヨークのタイムス紙の報道によりますと、クリスマス島において行なわれる核実験は、その規模は最大は十五メガトン、最低は二十キロトン、この程度のものであらうということが

そこでお尋ねをいたしますが、日本の現在の探知機能では、一体クリスマス島における核実験のどの程度までの爆発ならばこれを探知できますか、何キロトンまでならばできますか。

○三木國務大臣 現在の微欠は計では、爆発力一メガトン以上の核実験が探知できるということになって、まあソ連の場合も十五回ばかりが探知機で探知できたわけでございます。クリス

行なわれるか、現在予測はつきませんが、大型の爆発であればむしろこれで探知できるわけですが、非常に小型なものになればこの探知機でキャッチできないというのが現状で

○岡委員 最近、核実験停止協定の交渉においても探知の問題が重要なテーマになっておることは御存じの通りでございます。しかも、新聞紙の伝える

ところによると、最近では相当中型以下の地下爆発でも探知し得る技術と施設がすでに実用化されておる、こういうような報道も聞いております。最近ニューヨークのタイムス紙の報道によ

りますと、クリスマス島において行なわれる核実験は、その規模は最大は十五メガトン、最低は二千キロトン、この程度のものであらうということが

申されておるようでございます。従いまして、一メガトンということになりますと、小型の核実験は探知できない。一方、先ほど申しましたように、諸外国では探知の技術が非常に進歩しておる。こういう事情でございますから、これは私の強い希望でございますが、今さらに微量な測定がし得るような技術と施設があるならば、ぜひこれを導入せられまして、探知の正確を期していただきたいと存じます。

第二の問題は、爆弾がきれいな爆弾であつたか、きれいな爆弾であつたかということでございます。きれいな爆弾であるアメリカ側は申ししております。ソビエト側も申ししております。しかし、たとえそれがきれいな爆弾でありまして、かりに十五メガトンの核実験が行なわれますと、計算をしてみると、一〇〇%きれいな二十キロトンの原爆のフォールアウトといふものが拡散されることになるわけです。従いまして、たとえきれいな爆弾であつても、そういう大規模なものがかりに実験されるといふことになりますと、フォールアウトの影響といふものは無視できないことになる。そこで、一体日本では、科学的にフォールアウトの分析によつて、まず定性的にそれがきれいな爆弾であるか、きれいな爆弾であるかといふ分析をし得るかどうか。現状においてその能力を持つておるかどうか。まずこの点をお伺いしたいと思ひます。

○井上説明員　きれいな爆弾か、きれいな爆弾かということにつきましては、核種の分析をしなければわからないわけでございますが、現在の日本の能力では、ガンマ・スペクトル・メータという機械を用ひまして機器分

第二の問題は、爆弾がきれいな爆弾であつたか、きたない爆弾であつたかといふことでございます。きれいな爆弾であるとアメリカ側は申しております。

す。ソビエト側も申し出ておりました。しかし、たといそれがきれいな爆弾でありまして、かりに十五メガトンの核実験が行なわれますと、計算をしてみると、一〇〇兆きかない二十キロトンの頂上から落下して来るといふこと

この厨房のフックは、アクリル製のいいものが拡散されることになるわけです。従いまして、たといきれいな爆弾であっても、そういう大規模なものがかりに実験されるということになりますと、

視できないことになる。そこで、一体日本では、科学的にフールアウトの分析によって、まず定性的にそれがきかない爆弾であるか、きれいな爆弾であるかという分析をし得るかどうかが。

現状においてその能力を持つておるかどうか。まずこの点をお伺い申したいと思います。

○井上説明員　きたない爆弾か、きれいな爆弾かということにつきまして

は、核種の分析をしなければわからないわけでございますが、現在の日本の能力では、ガンマ・スペクトル・メータという機械を用いまして機器分

析をする能力は十分ございまして、フール・アウトがきてからそれをキャッチいたしました分析する技術は、今回のソ連の実験においても証明されております。従いまして、時間的には多少のズレはございますけれども、きかない爆弾であるか、きれいな爆弾であるかということは、技術的には判定できる段階でございます。

○岡委員 局の方では御存じと思いますが、ドイツの対策本部のごときは週報をもつて常にある規模、またその影響等を広く国民に周知徹底をしておる。またその対策、心がまえをも指導しておることは御存じの通りでございます。従いまして、いよいよ太平洋において再開がされるということになりますましたら、学問的に定量化することにはつきりすると思っておりますので、これらの諸点をも含めて、広く国民のみならず、全世界にこれを周知する。このことを、私は日本の大きな責務でもあらうと思えますので、対策本部としてぜひ御努力をお願いしたいと存じます。

なお、この際若干具体的な対策でお尋ねをいたしたいのでございます。先ほど三木長官は、危険水域の近傍における船の乗組員等の健康管理についてお話がございました。御存じのように、日本には天水を飲んでおる国民が、日本には十萬ほどおります。しかも、それが太平洋諸島に特に多いのではないかと私は思っております。また、日本人の常食といしましては、特に蛋白、脂肪は魚類に仰いでおることも御存じの通りでございます。こういう点について、どういふふうな対策を持っておられるか、まずこの点を伺い申したいと思います。

の通りでございます。こういう点について、どういふふうな対策を持つておられるか、まずこの点をお伺い申したいと思ひます。

○三木国務大臣 対策はいろいろ検討いたしておりますが、その中で今御指摘のように、天水飲用者というものは非常にこれは問題である。従って、これは通過して飲むようにという指示は与えておりますが、しかしながらわれわれとしても、この対策については一歩進めて考えてみたいということでも検討をいたしておるわけでございまして、現在のところは、天水飲用者に対しては注意をしてもいいという指示でございしますが、しかし、それだけで目的を達成できるであらうかというところについては疑問にも考えますので、天水飲用者の問題というものは今後真剣な問題として取り上げて、何らかの処置を講じたいと私は考えております。

また、魚類の点であります、マグロにつきましては、これは今度の場合どういふ規模の核実験が行なわれるか、そういうことも影響するわけでございまして、今予測はできませんが、核実験実施の水域から帰ってくるようなマグロに対しては、これはやはり十分なサンプル調査をしたいと思っております。その調査によつて政府としても適当な処置を講じたい、こういうふうに考えておるわけでございします。

○岡委員 この前のビキニのときには、マグロ市場は非常に恐慌を来したわけでございします。もはやああいう非科学的なことはされまいと存じますが、ただ、一部にはこういう声がある。ストロンチウム九〇であるからマグロの骨に沈着するであらう、であるから、マグロはおおむね安全ではないかという意見が一方にあることを私は聞いております。しかし、今問題と

なっておりますのは、特は国際放射線防護委員会なりその他の機会において問題になっておるのは、セシウムです。セシウムの一三七は、御存じのようにマグロの肉の中に入る、いわばおすしの種の中に入つておる。でありますから、これがいかなる遺伝的影響を現わすかというところは、今日世界の遺伝学界の重要な問題となつておるが、必ず影響があるということだけははっきりしておるわけです。でありますから、一つこの際、われわれの常用する魚類の放射能を防ぐためには、合理的な対策をもつてぜひ処置せらるるようにならうと希望いたしておきます。

次には、蔬菜の問題でございします。蔬菜については新聞の伝えるところによると、かなり憂うべき事情が、われわれ日常の蔬菜にストロンチウム九〇があるのではないかとということも伝えられて、国民の不安を呼んでおるのでございします。これに対してどういふ対策を用意しておられるのか、また事実どうであるのか、この点を御説明願いたいと思ひます。

○三木国務大臣 蔬菜についてでございますが、現在のところはストロンチウムの含有量と申しますか、これが特別な対策を講じなければならぬ必要は感じていないわけでございします。その程度でございしますが、事務当局から御説明を申してもよろしいと思ひます。しかし、将来の問題としては、この蔬菜の問題は重要な問題でございします。で、実際問題として岡委員も御承知のように、これは原爆の実験をやめても、よりよき完全な方法、対策はない。そこにやはりこの問題の非常に深刻な問題があるわけでございします。しかし、それでもやらぬよりはましだと

いうことはあるわけでございします。で、そういう対策、洗えばいい、そういうことも簡単なようだけれども一つの方法でありまして、最も進んだ、もう少し効果のあるようなことはないかというところは、検討を加えておるわけでございします。残念ながら、非常な妙案があつて幾ら核実験をやつても大丈夫だということも国民に言えないことはまことに残念でございしますが、事情はその通りでございします。

○岡委員 そこで問題となるのは、天水なり、魚なり、野菜なり、あるいは人工栄養児のミルクの問題なり、一体どの程度までストロンチウム九〇、セシウム一三七、ヨード一三一が含まれたときに危険であるか、少なくとも防護対策を政府としては講じなければならぬが、この基準というものをこの際お示し願ひたい。

○三木国務大臣 これは非常に量が少なければ害はないということはいふ切れない。幾らでもないけない。しかしながら、それはいつても、これはいろいろ原子力開発もやらなければならぬし、天然の放射能もあるし、そういう極端な議論もできませんから、一応の基準というものをきめたい。それでなければ、いろいろ行政的な処置を講ずるといつたところで、何らの尺度も持たずにやるわけにはいきませんので、これは非常に作業が進んでおるわけでありまして、近く一つの基準といふか、これ以上蓄積がふえてくれば警戒もしなければならぬという基準は発表をしたい。ほとんど発表のできるような最終段階にきておるわけでありまして、これは発表したら岡委員からもいろいろ御非難を受けると思ひます。御非難というものは、いろいろな角度に

よつて批判の余地がある。しかし、行政の責任としてはそれは発表せざるを得ないと思ひます。これは発表せざるを得ないので、これはもちろんこの国会中にこの基準というものを発表したいと考えております。現在はまだここで申し上げる段階ではない。しかし、きわめて近い将来にこの基準は明らかにしたいと思つております。

○岡委員 私は、ちつとも、それを御発表になられまして是非難する気持はございません。先般長官との間にやりとりがあつたように、許容量という概念はないのである。最近の専門的な科学者の見解として、もはや放射能にはこまではないという許容量というものはないのである。であるから、たまたま放医研が発表したように、まだ大丈夫だというような発表をされると、このことは国民に対して、実験をしたつていいじゃないかという幻想を与える。そういうことでは困る。そういう点を十分注意をして、お説の通り、長官はこの間僕が言つたことをそのままそつくり言うておるんだが、許容量はないんだ。しかし、事実フォールアウトは日本の国土に落ちてくる。野菜に降りかかり、魚が含み、天水がそれによつて汚染されるのであるから、それらの放射能から国民を防ぐために、どの程度というものをさす行政的に作られるということに対しては、私はちつともこれを非難しようという気持はございません。ただ問題は、今度の国会中に発表するなどと今言つておられましたが、実験はもう二十日後にあるわけだ。しかも、ソビエトの昨年の核実験のためのストロンチウムが今月、来月はおそらく成層圏からどんだん日本へおりてくるであらうという

ことを氣象学者は言つておるわけだ。本国会中に発表いたしますなどというふうな、そういうゆるやかなことでは、聡明な長官としては、私は、まことに無責任だと思つたのでございします。中性洗剤は三カ月内という期限を付しておりましたが、これは十日間以内ぐらゐに、委員会じゃなく、国民にはつきりいたしていただかなければならない。同時に、どういふ対策をとるのであるかということも、もちろんその予算は国に持つてもらわなければならぬが、これらの点をばつきりアメリカの核実験の前に十分発表され、もちろん実験がないに越したことはないが、現に行なわれるのであるから、せめても国民に安心を与えるというところは、放射能対策本部としての私は当然の政治的責任であらうと存じます。その御用意がございまして、よろうか。

○三木国務大臣 非常に用心深く申し上げたのであります。むろんアメリカの核実験実施ができる前に発表できることは間違ひはない。こういうものは、岡委員も御存じのように、専門家がからなければならぬし、いろいろ議論があるわけでございします。少し余裕をとつて申し上げたのであります。が、アメリカの実験が行なわれるであろう前に発表することは申すまでもないわけでございします。ゆゑちやうには考えていない。また、対策については本日発表いたしました。行なわれた場合における対策をどう考えているかというところは、国民の目に、ラジオ、新聞等を通じて伝わるものと考えております。

○岡委員 最後に、この核実験国の、わが方が受ける損害の賠償に関する補償

の問題でございます。先般この委員会で林法制局長官は、日本としては当然政府に通告をいたすことになっております。

○岡委員 留保することでは納

○前田委員長 起立総員。よって、本案は全会一致をもって原案の通り可決するに決しました。

りつけ、もつて、公正な国際慣行を確立すべきである。

右決議する。

日本の国民が蛋白資源として摂取いたしておる魚類、これに對していろいろな被害があることは明らかでございます。

うことを明確におっしゃいました。また、先般の委員会においても、外務省の条約局長もその旨をはつきり申しとおられる。ところが、御存じのように、ビキニの場合は、わが方は二十七億の損害賠償の要求をいたしました。得ができないわけですから、賠償費を支払いますという一札をとるように、具体的な取りきめを取りつけるように政府としては当然積極的な努力を払うべきである、こう私は申し上げておるわけですから、いざにいたしましたも、こうい

○前田委員長 ただいま議決いたしました
した原子力委員会設置法の一部を改正
する法律案に対して、山口鶴男君よ
り、自由民主党、日本社会党及び民主
社会党共同提案として附帯決議を付す

簡単に理由を申し上げます。

先ほど岡委員から、いろいろな角度からの質問がございまして明らかにあったのでありますけれども、アメリカの政府は、今月の四日、十五日よりアリサマス島周辺に対しまして実験区

す。先ほど大臣も言明せられましたように、これらの天水、あるいは魚類、あるいは野菜等に対して、ストロンチウム九〇なりあるいはセシウム一三七なり、こういったものに対する安全基準は、いまだ発表されておりません。

しかしながら、朴正煥は賠償の責任はないという態度で、いわば七億の見舞金をもって事を済ましたのでございませう。そうして、そのまま日本政府は泣

改訂されて、原子力委員会が中核となつて放射能対策本部が発足をやる。しかも、これと機を同じくして、す

る旨の動議が提出されております。
まず、その趣旨の説明を求めます。
山口鶴男君。
○山口（鶴）委員 自由民主党、日本社

ます。かかる核実験のいわゆる実験区
を、国際法の規定から申
して適法なものであるとはわれわれ

大臣の言明によれば、実験再開までには発表せられるという御趣旨だそうでございますけれども、この安全基準の設定は多くの問題を含む問題でもござい

方あるいは特定の国に対する感情から申し上げるのではありません。核実験のための被害という人類の大きな恐ろしき憂入りをいたしました。私はアメリカで中絶太平洋においては核実験の再開が行なわれようとしてゐる。私は、この法の改正の意義が真に発揮できることを、これはきびしい試金石であると同様に、真に日本の前途に責任をもち、

会党、民主社会党三党のご賛成を得まして、附帯決議を御提案申し上げます。

と私どもは非常な疑義を持つわけですが、それはさておきまして、

いますので、慎重に御審議をせられ
すみやかに安全基準を発表せられると
同時に、天水を飲んでおる住民の対策
あるいは魚類等に対する対策に万遺憾

時に、原子的委員会の諸公の重大な責任であると存じますので、この際、以上申し上げまして、私の質疑と要望についてはぜひとも責任ある御措置をとつて、この機会に、

（案）
政府は、放射能対策を実施するに
原子力委員会諮問法の一部を改
正する法律案に対する附帯決議

「さういふのは、いみじくも三木大臣も言
明せられましたように、要するに実験
をやめてもらうことである、これが最
」

最後の問題は、この補償の問題であります。ビキニの際に、久保山さんが

を要求する。アメリカにそれを頼んで、いかに明確な外交的な取りきめを取りつけない必要があると思う。政府としては、その御決意がおありかどうか、ぜひお答えください。と存じます。即ち、質疑は終了、と存じます。

○前田委員長　これにて本案に対する

る。

一、放射能対策は、終局的には米・英・ソ等の核実験を停止せしめ、更にこの国が核実験を行なうことを禁ずる。左の各項目の実施を要する。

と、思うのであります。従いまして、原子力委員会設置法の一部が改正をせられまして、原子力委員会が放射能対策に対して、政策の決定、内閣に対す

なくなられた際に、日本政府が賠償として請求をいたしましたのは二十億、これに対してアメリカから見舞金として参りましたのは二百万ドルであ

○三木内務大臣 御承知のように、ソ連が核爆発実験をやったときに、損害賠償の請求権を留保することを政府は信を承りたいと存じます。

○前田委員長 これより討論に入るわけですが、別に討論の申し出がありませんので、直ちに本日の採決を行います。

更に他の国が核実験を行なうことを防止することにあるをもつて、原子力委員会も進んで適切な方針を樹立し、その措置につき遺憾なきを期すべきである。

ご意見を承りました。ご意見を踏まえて、今後の対応について、改めて検討させていただきます。ご意見ありがとうございます。

す。しかも、これも損害賠償に應ずるというのではなく、あくまでも見舞金という、きわめて不明確なる形で処

「異議なし」と呼ぶ者あり」

二、放射能で汚染された水あるいは食品等が人体に及ぼす影響の調査並びに必要と認められる場合における対策としての、放射能、

ただ、この点を強調したいと思うので、
述べます。

も、なくなられました久保山さんに対しても、これまた弔慰金として若干の金額が与えられたという程度でござい

と、核燃料実験が行なわれぬ以前に被害が起こる場合もございますから、政府はむしろ核実験をやめてもらいたいという努力を今後続けましょうが、それによって、さよう決しました。

それでは本案を採決いたします。

本案を原案の通り可決するに賛成の

○前田委員長 御異議なしと認めます。

三、核実験のためこうむるわが方の
べきである。

二番目に、そうはいふものの、四月の十五日以降実験の再開ということは必
ずであらうと考えざるを得ません。そ
うなりました場合に、特に小笠原諸島

まして、この問題については、私どもきわめて遺憾に存するのでございませう。従いまして、先ほど岡委員が申されましたように、あくまでも日本は、

れと同時に、損害賠償に対して日本が諸君の起立を求めます。

請求の権利を留保することをアメリカ

〔賛成者起立〕

損害については、**実驗国との間に、補償に関する明確な保障をと**

得ておるといふ現実もあり、また、

被害があつた場合には損害賠償を要求する権利がある、また、実験を行ない

ました国は当然この賠償に應じなければならぬ義務がある、こういった国際的な協定を明確にいたしまして、公正な国際慣行を樹立していただくために、全力を尽くしていただきたいと思っております。

このような理由でございますから、どうか満場一致御可決あらんことをお願いを申し上げる次第であります。

○前田委員長 本動議については、別に御発言もないようでありますので、直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○前田委員長 起立議員。よって、本動議は全会一致をもって可決いたしました。

この際、三木国務大臣より発言を求められております。これを許します。

三木国務大臣

○三木国務大臣 ただいまの御決議はいずれも理由のあることでございますので、御決議の趣旨に従って善処したい決意でございます。

○前田委員長 ただいまの法律案議決に伴う委員会報告書の作成、提出手続等につきましては、先例により委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○前田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○前田委員長 次に、科学技術振興対策に関する件について調査を進めます。

原子力行政一般に関する問題について、三木国務大臣より発言を求められておりますので、この際これを許します。

三木国務大臣

○三木国務大臣 先般、原子力基本法と原子力関係物資の輸出について閣委員から原子力委員会としての統一の見解を求められております。原子力委員会としては次のような統一見解を決定いたしましたので、御報告を申し上げます。

原子力基本法第二条は、わが国における原子力の研究、開発及び利用が平和の目的に限られることを明らかにしている。ここでいう利用に輸出を含ませることは、法文解釈上困難である。

しかしながら、わが国が外国の原子力利用に關係する場合にも、原子力基本法の精神を貫くべきであると考える。

従って、わが国から外国に供給する核原料物質、核燃料物質、原子炉炉心及び特殊核物質の分離精製装置が、平和目的に限って利用されることを確保することが必要である。

これが統一見解でございます。

○前田委員長 質疑の通告がありますので、これを許します。岡良一君。

〔委員長退席、山口（好）委員長代理着席〕

○岡委員 私の求めによりまして、統一見解を御決定をいただきました。原子力委員会の各位に敬意を表します。ただ、この統一見解は、拝見をいたしましたところ、若干解釈の幅があるように感じます。そこで、この統一見解について、さらに確定解釈を、委員会として、原子力委員会との間に

確立をしておきたいと存するのであります。この立場から若干のお尋ねをいたします。

まず、第一の点は、なるほど前文においては基本法の精神がうたわれてございます。しかし、利用ということになると、これに輸出を含ませることは法文解釈上困難である、私はそのこともよくわかります。しかし、問題は法律論ではございません。むしろ政策論として、原子力委員会の態度を私はお伺いをいたしたいのでございます。

御存じのように、ただいま成立をいたしました原子力委員会設置法の一部を改正する法律案の附帯決議の第一項に、「放射能対策は、終局的には、米、英、ソ等の核実験を停止せしめ、更に他の国が核実験を行なうことを防止することにあるをもつて、原子力委員会も進んで適切な方針を樹立し、その措置につき遺憾なきを期すべきである。」こううたつてございます。長官はこの趣旨を尊重することを今言明をされました。従って、利用という言葉が輸出という言葉と同義語ではないという法律上の疑義は私は承知いたしますが、それにもかかわらず、原子力委員会としては、他の国が核実験をするために、あるいは原子力の軍事利用をするために必要とする資材であれば、これを輸出すべきではない、これが原子力委員会の一つの重要な政治方針である、かく理解をされているのでございましょうか。

○三木国務大臣 岡委員の御指摘のように、この前段において法律解釈に觸れて、後段において原子力委員会としての政策というものに触れたわけでございます。従って、今後こういふ輸出が行なわれるときには、実際問題として

ではその政府と日本の政府とがこの原子炉に対しての用途というもののついて協定まで結ぶ必要は私は考えていないのであります。政府の意図というものを、公式な外交機関を通じて回答を求めるといふような形が好ましいと思っております。しかし、実際問題として、それが明らかでないような場合には、この輸出する物質に対しての制限をしておくことが原子力基本法の精神にも沿うものであるというので、原子炉の中心的なもの、これ以外の――今日のような場合に、何でもかんでも輸出することはいけぬということに制限する必要がある。これだけの本体になるものを制限して、これは貿易管理令等によって制限することは可能でございます。それで、これさえ押えておけば、やはり日本の原子力基本法にいう精神にそむくものではないということ、で、このように列記したのであります。それにはやはり、日本の原子力産業と云うものを育てたいという意図もその中にあるのであるということも考えながら、こういう制限を加えたわけでございます。

○岡委員 私は、委員長の御苦心はよくお察しできるのでございます。しかしながら、今お話しのように、わが国が外国に供給する物質としては、核原料物質、核燃料物質、原子炉炉心及び特殊核物質の分離精製装置、いわば禁制品がこれだけに限定をされておることとでございます。ところが御存じのように、イギリスのコーダーホール動力炉というものは、原爆原料である。プルトニウムと発電の両用炉でございます。フランスのマルクール天然ウランを原料とする炉も、発電とプルトニウム生産の両用炉でございます。従

ては、この炉は、この炉に付置されておる熱交換器も発電機も含まれて、明らかにこれはプルトニウム生産のために間接的に役立っております資材である。でありますから、このような場合においては、発電機なり熱交換器なり、その他所要資材というふうなもの供給を認めることは、その国のプルトニウム生産を認めることになり、原爆製造を認める結果に事実上なるわけでございます。従って、制限品目の中には、そういう事態においては、そういうものも出すべきではない。これが原子力基本法の精神であり、それを貫くゆえんであると私は存するのでございますが、御所信はいかがでございますでしょうか。

○三木国務大臣 岡委員の御指摘のように、日米協定などに比較いたしますとこれは非常に小さくしほったわけでありまして、原子力開発も相当な発展をいたして参りまして、今後原子力委員会としてはこれを新しいパターンとしたい、こういうことで、いろいろなものをこの上に書いておいて、いろいろなものをこの上に書いておいて、必要はなからう、これだけさえ押えておくならば原子力基本法にいう平和利用という目的は達成できる。今後の解釈のこれは新しいパターンとしたいという考えでございます。

○岡委員 私は、たとえば具体的な例について申しました。ある一國がコーダーホール改良型の炉を運転をすることになりました。ところが、その國は、この炉を運転することによって出てくる使用済み燃料から化学処理によつてプルトニウム二三九を作つて、これを原爆材料にする。しかし、余剰エネルギーはこれを電力として一般の家庭なり工場に供給する。こういう計

画して、この炉は、この炉に付置されておる熱交換器も発電機も含まれて、明らかにこれはプルトニウム生産のために間接的に役立っております資材である。でありますから、このような場合においては、発電機なり熱交換器なり、その他所要資材というふうなもの供給を認めることは、その国のプルトニウム生産を認めることになり、原爆製造を認める結果に事実上なるわけでございます。従って、制限品目の中には、そういう事態においては、そういうものも出すべきではない。これが原子力基本法の精神であり、それを貫くゆえんであると私は存するのでございますが、御所信はいかがでございますでしょうか。

両のもとに炉が作られたときに、その発電機を喜んで日本が売り渡す、熱交換器を売り渡す、あるいは所要の耐圧容器の鉄板を売り渡すということは、その国の原爆生産に協力することになるではございませんか。

そこで私は、今あなたに水かけ論のようなことを申し上げたくはないのでございますが、長官は先ほど、別に事々しくその国との間に約束を取りかわさないということをおっしゃいました。しかし、これはやはり民間ベースにまかすということでは、ときに原子力委員会の御方針にたがう結果が私は出てこないかと思うのであります。なほ、ある国がこういふ部品が必要であるというときには、その炉のデザインをおそらく原子力委員会は検討なさる機会がございましょう。そうすると、たとえばコールドホール型の炉であれば、熱出力を三百ないし五百メガワット・デー・バー・トンに抑えておるといふことならば、これは明らかにブルトニウム生産の炉である。二千ないし三千メガワット・デー・バー・トンに上げておれば、バーン・アップを上げておれば、これは純粋の発電炉である。こう現在の原子炉の常識は教えておるわけでございますが、これを原子力委員会の事務的な判断にまかすべきものであるのか。原子力委員会としてはそのデザインの上に立つてその判断をいたしまして、相手国からさらに一札、平和利用のためのものであるというところを、政府対政府の關係において受け取るというところまでやはり責任を持たるべきであらうと私は思うのでございますが、いかがでしょう。

○三木国務大臣 私協定までは考えてないと言ったのであります。相手国の政府に対して、これを民間に自由にまかすという考えではない。相手国の政府に対して平和利用に対する保障を何らかの形においてとりたい。そうすれば、こういふものはむろん必要がない。しかし、政府がその原子炉といふものをどういふ方面に使うかということについて明らかでない場合、こういふ場合には、これだけのものはやはり政府が制限できるような処置をとりたい。しかし、平和利用に対する相手国政府の保障というのが第一の段階であります。それが不明確な場合においてこういふ処置をとって、これを押えておきたいというのが、この統一解釈の考え方でございます。

○岡委員 それでは、ここに述べられておる核原料物質、核燃料物質、原子炉本体部品並びに特殊物質の精製処理の設備以外にも、先ほど申しましたような事例においては、その炉の平和利用という保障をとった上で、行く行く資材の輸出を認める、これを輸出せしめる、そういう方針でございましょうか。

○三木国務大臣 平和利用の保障があれば、こういふいろいろな制限をする必要はない。しかし、その保障といふものが得られないような場合、不明確な場合、そういう場合には原子力基本法の精神からこれだけのものは政府が制限をするようにしたい、こういう二段のかまえでございましょう。

○岡委員 私は、ここに述べられた諸物質以外の資材についても、相手国からの平和利用についての保障があつて初めてこれを輸出するのであるという長官の答弁を了いたしました。この統一見解に賛意を表したいと思います。

○兼重説明員 ただいまの御質問と答弁との間に誤解があるようでございまして、この趣旨をもう一度御説明申し上げます。ここに書いてあります核原料物質そのものにつきましては平和目的に限って利用されることを確保する必要がありますと考えておりますから、それが確保されないおそれがあるときには、これは輸出させない、こういうことではございません。従つて、ここに書いてあるものについては、特別なことは考えないという趣旨でございまして。

○岡委員 それでは、先ほど原子力委員会設置法改正に附帯して成立いたしました決議案の第一項と異なるものではございませんか。だから、先ほど私が事例をあげておるうちに、ある一國がブルトニウム二・三九を生産するために低いバーン・アップで炉を運転する、しかし余剰エネルギーは動力用として利用もできるわけですね。しかし、目的はブルトニウムが作られるということですね。そういう場合に、発電機なり熱交換器を日本が輸出するということとは、事実上その国の原爆製造なり、あるいは核実験再開ということに対して協力する結果になるではないか。であるからして、ここに書いてあるもの以外のもので、私の方で作るのは平和利用のものでございまして。何も日本が査察をするわけでも何でもありません。そんなむずかしいことをわれわれはする必要もないし、われわれはできるものでもないのだから。ただ一応公にその保障を受け取られる必要がある。そうでなくては、皆さんがこの附帯決議を尊重せられると言われるが、尊重しない結果になる。そうじゃないでしやうか。

○兼重説明員 この制限をする物質あるいは資材をどこで線で切るかということが非常に問題でございまして、いろいろ検討をいたしました結果、先ほど委員長が答へられましたように、そういう意味の押えるべき大事なポイントだけ押えよう、その押えるポイントの新しい形としてここで押えるのが適当であらうということになったわけでありまして。そこで、現在わが国は日米協定あるいは日英協定で、もっと広い範囲につきまして査察まで受けるような義務を負つております。そのときに、あの協定を結びますのに、そういうところまで範囲を広げる必要はないではないかというところを原子力委員会で主張したのでございまして。従つて、あの協定につきましても、ああいう範囲まで広げなくてもいいと考えていたものが、今度は他の国に要求する場合にこそまで広げるということとは趣旨が合わないことである。最も大事な点だけを押えるという方針をとっておりまして、こういうことになった。この手伝ひ、協力するといふ意味では、今、岡先生のおっしゃいましたような種類も、そういう感じは絶対ないとは考えません。従つて、そういう考え方もあることは承知しておるのでございましてけれども、そういう線はどこで引くか。たとえば山の頂上に行くときに、平地の入口で押えるか、あるいは途中で関門を作るか、ごく頂上に近いところで関門を作るか、というたとえ話までいたしまして、それによつて、ここにあげましたところが最も効果的であり、その趣旨に合うものだということ、これをきめたわけでございます。

○岡委員 そんなイソップ話を私は聞こうと思つてゐるのではない。あなたが先ほどおっしゃった、たとえばある国がコールドホール型の炉を運転する。これはブルトニウム生産と動力との両用炉である。その場合、動力のための、発電のための資材を供給するといふこともやはり原爆製造に協力することになるが、しかしそこまで範囲を広げないで、この程度で押えたといふことは、今日ここで申し上げるのとは、今日ここで申し上げるのとは、これは原子力委員会の統一見解について述べているのでございまして。個々の委員の中にどういふふうであつたかといふことを申すことは適當でないと思ひます。そこで、私が手伝ひと申しましたのを、手伝ひことになつてと申すにふりにも申しましたとすれば、私の用語が不適当であつたので、そういうふうな感じを持たれることもあり得るというふうに申したつもりでございます。

○岡委員 それでは三木委員長のおっしゃった通りではございませんか。私も、何も無理なことを申し上げてゐるつもりはないのです。これは日本の原子力産業にしても、今非常な赤字に悩んでゐる。日本の貿易そのものも非常に窮境に立つてゐる。しかし、それだからといって、他の国に新しく原爆実験を許すような協力を、間接であれ直接であれ、するといふことは、日本の貿易やあるいは原子力産業界の危機に

上の私は大きな問題であり、なればこそ、原子力委員会としては、ここに書いてあるように新しく原爆再開をやるというよりなことに對しても遺憾なき措置をとってほしい、やりましよう、こういうことになったわけです。だから、私が三木長官に申し上げたのは、これは民間ベースでやると、原子力委員会の誠意にもかかわらず、ざるに於て抜ける危険があるから、やはり相手国に對してどういふ資料でも、資料を出すというときには、相手国の原子力委員会なら原子力委員会に委員長は書簡を出されてもいいのじゃないか。向こうと協定を結んだり、ややこしいことをやらなくてもいいから、平和利用をやるのだ、そのためにほしいのだという一札を原子力委員会として出して、その上でならば何でもお出しなつたらいい。それだけの措置をとつてもらいたい。その上でここに書いてあるもの以外のものも含めて、それだけの措置をとつて出される。これくらいは考慮を払つていただくことが、今尊重されると言われたこの附帯決議第一項の趣旨にかなうことなんです。でありますから、ぜひそうしていただきたい。そういたしますと委員長は言われたわけですが、兼電さんが横から何もものを言う必要はないのです。

○三木国務大臣 私と國君との間に解釈の食い違いはないと思うのですが、こういうことなんです。要するに、こういう輸出をやる場合には、相手国の政府に對して日本が輸出する原子力あるいはいろいろな付属的な機械類に對して、それを平和的目的に利用するか軍事的目的に利用するかを、正式の外交交渉を通じて相手国に對してこれを照会する。協定まではいかない。そうして保障を求める。その場合には、何を出したところで、これに對してはその相手国の政府の保障を信用して、もう何でも輸出する。しかし、軍事的な目的が明白である場合には、ここに書いてあるもの以外においても日本は輸出をしない。これはもう軍事的にやるのだということが明白な場合には、これ以外のものでも輸出はしない。しかし、平和的目的が軍事的目的か明白でないような場合には、これだけのものは貿易慣例等によつて政府がこれをチェックするのだ。これがこの統一解釈の根拠でございます。

○岡委員 この問題が出た当初はインドの問題だったわけですが、インドは保障措置を受けつけないというよりなことから、コールド・ウォール改良型炉の導入に對して何か問題が起つておるやうに私は聞いています。これはぜひ一つあなたの方で調査しておいてもらいたいというのを申し上げたのですが、きのうもまだ調査ができておらぬというわけなんです。昨年の十一月二日にマンチエスター・ガーディアン紙の記者に、ニューデリーでネルさんはこういうことを言つておる。インドは核兵器を二年以内に持つことができる、また中共も二年以内に核爆発をする明白な証拠がある。しかし、インドは核実験をしたり、核兵器を保有する気は毛頭ない、こうネルさんは言つておられます。メノン国防相も、先般の国会でやはりそういうことを言つておる。ただ問題は、御存じのように、インドは最近国民会議派から離脱したいわゆる極右派といわれる諸君が、ネルルの対中共政策に對しては激しい攻撃をやつておるようです。これが今度の選挙でも極右派の伸びた大きな原因だといわれておる。そこで、作る気はなくとも、もうすでにブルトニウムの化学処理工場を持つておるのだから、ブルトニウムの蓄積をやるというよりなことが考えられないでもないのではなからうか。であるから、そういう点をネルさんははつきり言つておるのだから、ネルさんは原子力委員長じゃないが原子力相なのだから、やはりケース・バイ・ケースで、そういう事態の中では原子力委員長としてはつきり確かめておくという点をぜひやつていただいた上で、ここに述べられた資料以外のものも、いやそりゃない、おれの方は軍事利用も兼ねておるという御返事が来たら、これは残念ながら輸出は一つ思ひとどまつてくれといつて輸出をさせない、こういうやり方をやつてもらいたいというのを私は申し上げておるわけなんです。長官の御趣旨はそういう御趣旨でございます。

○三木国務大臣 そのように私は考えております。

○中曾根委員 私も前に質問いたしましたので、この御決定について若干御質問を申し上げたいと思つておる。

私は、原子力委員会が今こういうものをとお作りになる立場はよくわかりますけれども、この決定は無意味であると思つておる。なぜかと申しますと、この決定を讀んでみますと、この決定はこれでいいです。前半は法律解釈を意味しておる。従つて、原子力基本法自体の法解釈においては輸出といふことを含ませることはできないのであるから、輸出しても違反にはならない、そういう解釈がここで厳然として成立していると思つておる。ただし後半において、原子力委員会の政策として、これこれの措置をとるのだ、そういうことを言つておられるのです。ですから、この二段に分けたといふところに御苦心のほどがあると思つておる。その点は了とすることがあります。

なぜ無意味であるかといふことを申し上げますと、核クラブを利用するリジナル・メンバーを除くのは、大体今IAEAの国際原子力機関に入つておる。国際原子力機関に入つておる国は、平和利用といふことを条件にして査察を受けるということになつておる。それからバイラテラルの協定の網によつて今世界も張りめぐらされておるのである。それには当然査察等の行為も入つておるわけなんです。従つて、平和利用以外には原子力炉が築造されるというところは今は考えられなない。しかし、そのオリジナル・メンバー以外の国になるおそれがある場合、たとえば中共が炉を作るとか、あるいはインドが天然ウランで自分の炉を建設するとか、そういう場合に問題が出てくると思つておる。従つて、IAEAのカバーされておる範囲内の問題については平和利用といふことが大前提になつておるのである。それが、それに関する国際的な保障までもが入つておるのであるから、下請である日本がとやかく言うほどの問題ではないのです。そこに日本がのこの顔を出していくのは、お前の出る幕ではないと言われるくらいの問題であると思つておる。従つて、その点まで日本がとやかく規定するといふことは、社会党の御要請によつてこれを書いた印象をぬぐうことができない。だから無意味であると思つておる。念のために社会党におつき合ひ

して、こういう政策論を書いたのではなかつたか、大へん失礼であるけれども、法解釈を純粹に考えると私はそう考へるのです。現在世界の法体系を考へるとそういうことになると思つておる。ところで、次の問題は、インドが天然ウランを自分で作つて、そりして炉を自分で作るという場合、日本の協力を求めるという場合が出てくる。これが軍事利用になるのか平和利用になるのかわからぬという問題が出てくる。あるいは中共が同じような問題をやつておる。しかし、この場合の問題は、非常には中共が同じような問題になつておる。おそろく一原子力委員会の問題ではないくらい大きな問題に必ずなると私は思つておる。そうすると、原子力基本法よりもっと大きな政治の場面に於いてこれは考えられるべき問題であつて、今の原子力基本法の精神からすれば、それはこの後段にあるような精神で貫かるべきであると思つておる。それよりもっと大きな政治の場でそれを考へるべき問題に当然私はなつておる。それが軍事利用にならうが、平和利用にならうが、当然であり、中心に立てられた政策のワクを出している大きな問題である。今までの原子力基本法云々というものは、みんな国内の日本の問題に關してのみ言つておる問題であつて、相手国との關係やら、あるいは世界政策の面といふものを離れた考へからしておるのであります。従つて、その場合は、もっと大きな政治の中で政策的に考慮するべき問題である。しかし、その場合においても、この後半の精神が好ましいといふことは当然であるけれども、それだけを考

慮に入れるべき問題であるか、そのときになってみなければ私にはわからないと思います。そういう意味から、この文章をお作りになった立場はわかるけれども、私は無意味であると思うのです。私の独断論に対して、長官はどういうふうにお考えになるか、お答え願いたいと思います。

○三木国務大臣 私は遺憾ながら見解を異にいたすものでございます。これだけのやはり科学技術対策特別委員会においても問題になったわけでございす。この背景の中には、国民もまた、具体的に問題が起こる起ころぬは別として、どういふ考えを持っておるかということは、国民の関心事でもあり、今日の次元においてこの問題をお考えするといふことは、大きな政治的義務だと考えておるわけでございす。中曾根委員のような、非常に世界情勢の激変によって原子力基本法それ自体も根本から考え直さなければならぬ場合には、それは御指摘のような場合も起こり得るでありまして、現在原子力委員長としては原子力基本法の精神を厳重に守ることが私の任務である、そういう意味において、現在の次元でかく考えるといふことを明らかにすることは大いに政治的な意義を感じておるものでございす。

○中曾根委員 私は何も原子力基本法を廃止しろとか破れとかという考えは毛頭ないのです。この点は社会党の皆さんにもよく御了解しておいていただきたい。ただ、純粋に法解釈の問題という問題と、それから政策論というものを混同してはいけません。ややもすれば混同するきみがあるように自分には感ぜられる。その点を多少皮肉をまぜて考えたから私の今のよりな発言になつ

たと思うのですけれども、私も外交政策や世界政策の面については、日本はそういう平和利用をもつて一貫するところが正しいと思うのです。思いますけれども、やはり原子力委員会、あるいは法制局、あるいは国会というような場では、法解釈に關してはやはり冷徹な法解釈を堅持しなくてはならない。政策論については、政策論の境界をはっきり明確にしなければならぬ。その上に立っていろいろな考え方が展開されなければならぬと思う。そういう点について、その立場をはっきりしておく必要が一応あると思ひましたから、今のような発言をしたのであつて、原子力といふものが世界的に平和利用をもつて一貫するべきであるという主張については、私の考えは一貫しておるのでありますから、その点は誤解のないようにお願いしたいと思ひます。

○岡委員 この点、中曾根さん、実は私の調べた範囲だからあるいは間違っているかもしれないが、これは中曾根委員も御存じの通り、国際原子力機関の憲章ができることにも、インドの代表のパー博士がああ保障措置に非常に反対されたことは御存じだと思ひます。それによってパー博士の意見も相対されたと。緩やかされたことも御存じだと思ひます。そこで、コルター・ホール改良型の炉を入れるについて、インドとしては英米の保障措置というもののについて非常な難色を示しておる。これはどういふことかといへば、おれの方では平和利用でやるのだ、これに対して保障措置をもつて臨むなどというよりなことはやめてくれというよりな意向がある、僕はインドの態度を非常に善意に解釈しておるの

です。でありますから、こういう取り扱いはするといふことは決してインドに對する内政干渉的なものでもなければ、むしろインドの立場というものをわれわれは積極的に是認をするといふことにもなるので、決してこういうことがこの原子力委員会として出過ぎたことではないと思ひます。

それから、法律の解釈は、それは厳正にしなければならぬという御趣旨は前段にちゃんと書いてある。しかし、原子力委員会はやはり政策を企画し、決定し、実施するといふ権能を与えられておるわけですから、同時にまた、内閣総理大臣に勧告もできるし、また所管大臣に対しては意見書を提出することもある。でありますから、輸出行政といふものはこれは通産大臣の所管であるかもしれない、しかし、やはり原子力基本法を守るべき立場の原子力委員会としては、そこまで念を入れておくといふことは無意義なことではない、むしろ必要なことである、また当然なることである、原子力委員会の責任でもある、私はそう考えておるわけで、中曾根さん、そうむずかしく考えないでやろうじゃないですか。何もこんなことで与野党けんかする必要もないし、社会党のベースに乗せられたな

んと言われると非常に心外なので、その点はお取り消しを願ひたいと思ひます。

○中曾根委員 たとえばインドはコルター・ホール型の炉を建設しておる。そこに状況によつては、日本の技術は非常に進んでいくのですから、炉心を作ることでも可能です。そうすると炉心も輸出できる。そしてブルトニウムがそこでできた。それじゃ、そのブルトニウムが平和利用に確保されるというた

に、インドでできたブルトニウムを日本と同じようにイギリスに持つていつて分離してもらふとか、それはイギリスに使わせるといふ場合も、当然インドでもあり得るのです。その場合に日本と同じように、平和利用に使うといふことまでインド政府がイギリス政府に對して保障させる必要があるかどうか。日本はただ炉心を作つてやうたといふだけの立場にある。そこでやらなければいかぬかといふ問題が出てくるのです。私はそんなことは余分なことだと言ひます。そういう意味で今のような発言をしておるのであつて、そこまでやるというならばまた何をか言わんやで、私はおそろくそんなやうなことはやらぬと思ひますが、その辺はどうですか。社会党の考えならばそこまでやらなければ済まぬといふよりな考えのようですが、われわれは他国の主権に關することはなすたけ日本は立ち入らぬ方がよろしい、そういう考え方を基本的に持つておるから、今のような発言をしたわけですから、

○三木国務大臣 私は岡委員にもお答へいたしておりますように、相手国政府に對して保障を求めるいふいうわけには日本が保障を求めないといふわけではない。日本が輸出する相手国政府に對して平和利用の保障を求めていきたい、これが考えておる限度でございす。

○山口(好)委員長代理 齋藤憲三君。○齋藤(憲)委員 私は、この際簡単に、国内問題で原子力局に御質問申し上げたいと思ひます。

日本の原子力平和利用推進の根柢をなします日本国内における燃料の問題でございすが、今日まで人形峠に對してどれだけの探鉱試験費をかけられ

たか、概算をちょっとお知らせ願ひます。

○紅政府委員 現在までに約十四億の経費を投入いたしております。そして現在判明いたしておりますところの鉱量といふものは、予想鉱量を含めまして約二百四十万トン、その品位の平均は約〇・〇七％といふこととございす。

○齋藤(憲)委員 この人形峠の予想鉱量を含めて二百四十万トン、〇・〇七％の原鉱石に對して、埋蔵地方はちろんのこと、われわれも一刻も早く国内において適当に処理をして国際市場に追いつくような体制を早く見出し

てもらいたいといふことを考えておるのでございますが、去る三月二十四日の日刊工業新聞に、低品位ウラン鉱石から燃料を經濟的に処理することができるといふこととある記事が出ておるのでございす。これは私もその内容を知つておる一人でございす。が、これに對して原子力局当局はどういふふうな考えを持っておられるか、御説明を願ひたいと思ひます。

○紅政府委員 確かに齋藤先生御指摘の通りに、古河電工が行なつておりますところの新しいウラン精錬法は非常に有望だと考えております。そこで、三十六年度の補助金といたしまして原子力局の方から約五百万円を交付して、その助成をはかつておるのでございす。また今のところ、それが技術的に確定するといふ段階にまで至つてないといふことは判明いたしております。また、また経済的にどうであるかといふこともなお検討してみたい。その上でいふよりな助成をしなければならぬといふよりなことに

なお、特許庁におきましては、御承知のように、海外の特許というものを

一元的に調べ、リスト・アップをしているという現状でございますので、そういうふうな意味においては整理がついております。

○齋藤(憲)委員 過日も申しましたが、特許庁の特許行政のあり方は、特許にすべきもの、実用新案にすべ

きものと認めたものを公告して登録するといふ程度にとどまっておるわけです。私の申し上げておきますのは、原子力局が、日本の原子力平和利用推進の立場から、外国特許でもって、いわゆる外国人が日本国内に特許を申請し

たもの、及び日本人が特許庁に特許を申請したもの、しこうしてこれが特許の価値ありとして登録を見たものに対して、一々これに検討を加えて、日本の原子力平和利用の推進に力を加えなけ

れば、新しいアイデアというものは日本に出てこない。これは原子力局並びに関係研究機関あるいは原子燃料公社でどういふ処置を講じておられるかを伺っております。

○井上説明員 具体的な個々の問題につきましては、やっておりますが、ただいま申し上げましたように、全般を通じて見ているということにはなっておりません。しかし、技術の進歩が非常に早いのでございまして、それぞれの分野において自分の分担、あるいは任務という範囲におきましてそれをよく

く検討し、おのずから今後発展さすべき技術を持つ使命というものをよく認識して研究開発を進めるわけでございますので、先生の御指摘のような総合的なといましようか、機関はございませんが、それぞれの分野で、かなり

い方法だと私は考えております。しかし、今研究段階でございますので、今

後、発展というものが期待するわけ
でございまして。現在古河の施設を私も見
せていただきましたが、非常にりっぱ
にできておるのであります。これを用
いまして、続けて研究開発をすれば、

さらによい技術の成果が実るだろうということも期待されるわけでごさいます。

○齋藤(憲)委員 ただいまの御説明の
ように、この舟木東京工大教授の研究
が古河電工の協力を得、さらに原子力
局の助成金によって効果が上がりつつ
あるということでありますれば、十四
億をかけた予想埋蔵量二百四十万トン

という人形峠を中心とした日本のウラン鉱の開発というものは非常に大きくクローズ・アップしてくるわけですね。だから、私が今貴重な時間を拝借して御質問を申し上げておるのは、こ

ういろいろつばな方法が日本の特許になつておる、しかも今日まで研究が進んでいる過程においては幾多のデータが出ておると私は思うのであります。

というものは、日本の国内にあるウラン鉱石の調査及び試掘、探鉱を行なつて、もしこれをもつて国家的な、いわゆる日本の燃料を自製することができれば、これを最も強力に行なうということだと私は考えておるわけです。でありますから、私が今まで御質問申し上げたように、一体日本においてウラ

ン鉱石を処理するところの特許が公告になっておるのに、原子燃料公社はこ
ういふものに対して何らの関心を示し
ておらないという形というものは、原
子燃料公社の存在の意義から見て私は
非常におかしいのではないかと思う。

1

1

1

10

100

をする必要があると考へておる次第であります。

○齋藤(憲)委員 硫酸法を用いて日本の貧鉄処理を行なうという事は、これはもういかなる角度から押していっても国際市価にはおつつかないと思ふ。それはもととの鉄石が貧鉄なんでありまして、同じ硫酸法をもつてやつたならば、国際市価にとも及びもつかないというので、人形峠の開発というものは、どうもこれは前途はなはだ不安である、あるいはあつたままでは永久に死蔵されるのではないかと不安をわれわれ持つておるわけでありまふ。しかも、これに對して、もうすでに十四億の巨額の国費を投じておる。ところが、こゝろふうな新しい方法をもつてすれば、人形峠にあるところのウラン鉱石というものは独特の性質であつて、重炭酸塩あるいは硫酸というものは非常に溶けやすい。しかも、それをやるとウランだけが溶けてくる。鉄その他の不溶なものは溶けてこない。そうすると、これはイエロー・ケーキという段階を飛び越えて、直ちに金鋼ウランあるいは酸化ウランとして活用ができるという、これは新聞記事から得られるところの感じなんです。でありますから、私といたしましては、今日本というものは原子力平和利用を大いに推進していくという建前でありながら、一番肝心の燃料というものは外国に依存しなければならぬ。まるで石油と同じような形をとつておる。二百四十万トンといふばわずかな原料かもしれませんが、とにかくそれをもつて日本が世界市価に追いつけるだけの国内の燃料を確保できる。しかも、日本の特許庁において全部特許を受けておる。私が

電話で問い合わせましたところが、もう七つくらい特許がとれてゐる。しかも、重炭酸塩あるいは硫酸を用いて溶解するところの分量といふのは、九五%ないし九七%溶けてきておる。そういうデータがあつた場合に、原子力局としての行政措置は、これをなるべく早く時間を詰めて、はたして人形峠といふものが開発の対象になるかならないか、国産の燃料といふものをほんとうに日本で世界市価以下で手に握れるかどうかをきめたいというところ、原子力平和利用を日本の力で推進していくといふことに大きなウェイトがあるのではないと思ふ。今どういふ見込みを持つてこの研究の成否を見きわめんとしておられるのでございませうか。もう二、三年かかるというのですか、こゝろ一年でもつてやり得るというのですか。そういう点、はつきりして、それはどんな実験だつて、だんだん引つぱつてやられたら五年も十年もかかる。それを情熱を入れて、設備を完備して、そしてあらゆるデータをしほつていつて、一年後にこの結果を出して、人形峠の開発をやる。三年後にはとにかく二百四十万トンという原鉄石を相手にして、一時的でもいいから、日本は原子力平和利用といふものを日本独自の力で推し進めることができるという体制に持つていくのかどうか。そういう見通しを聞いておきたいと思ふのです。

○井上説明員 ただいま先生御指摘の新しい製鉄法がどういふふうな育つかといふ問題でございませうが、三十六年度に補助金を出している関係もございまして、私たちの方では十分その成果、あるいは今後の計画といふものは、担当である古河電工にお聞きしております。従ひまして、確定的に予測するといふことはむずかしいございませうけれども、現在の段階から見まして技術的にある程度の見通しはつきましても、経済的な意味でどういふふうになるかといふことを、少なくとも三十七年度には見きわめをつけた方がよいといふふうな感じをしております。もちろん、これはどういふふうなやり方でも時間をかけてやればできるわけでございますが、スピード・アップするといふことは、こゝろいふうな技術内容から言ひまして、大変なことと思ひます。従ひまして、こゝろ一年でそれができ上がるかでき上がらないかといふ問題を確認するわけにはいきませんが、少なくとも現在の段階で進めば、三十七年度中にはその見通しはある程度技術的にも、経済的にも得られるのではないかと、こゝろを期待しております。

○齋藤(憲)委員 ラボラトリーは、もうすでに東京工大の丹木研究室でやつておられるので私は十分だと思ふ。それは人形峠の原鉄石を重炭酸塩とかあるいは硫酸で溶かして、そして何%溶けていくかといふことは、これはもうだれがやつても、そういう方法を発見すればそのデータはきちんとして出てくると思ふ。ですから、この新聞を見ますと、これは中間工業試験をやつてゐるのではないかと私は思ふのです。それでなければ、助成金が五百万円出ると、一千万円以上の金がかかつてゐることが推測されるわけですから、中間工業試験をやつて、もう一ぺん中間工業試験をやつて、そこで結論的なデータをとるといふことですか。

○井上説明員 現在の段階の試験はパイロット・プラントとわれわれは考へてゐます。これはこゝろいふうな製鉄の規模といふものと技術的な内容から見た規模といふものの兼ね合はせでございませうが、先生の御指摘のように、丹木先生のところで行なつた研究は実験室の規模でありまして、それを基礎として古河電工でパイロット・プラントをやつておるという段階でありますので、その次の大きさは確定できまさんが、現在の古河電工でやつてゐるデータがかなり整えれば、相当の規模のことまで持つていけるのではないかとこゝろで期待できると思ひます。

○齋藤(憲)委員 そうすると、昭和三十一年度の中間工業試験といふものは現場でやるのですか、こゝろへまた鉄石を運んでやるのですか。

○井上説明員 現在古河電工でやつてゐる範囲では鉄石をあつた場所持つてきて試験をするといふことで足りるかと思ひます。もちろんそれ以上のパイロット・プラントといふことも考えられますけれども、現在の段階の試験を続行すれば、少なくとも工業的な規模のものに発展できるというふうなことを申し上げてゐるわけでございます。現在の成果からいへば、直接的な意味の工業化といふものに役立つと考へてゐるわけでございます。

○齋藤(憲)委員 ちょっとそこがわからぬのですが、今、パイロット・プラントをやつてゐるわけですね。そして大体パイロット・プラントの結論が出てきたわけですね。そうすると、今度は、さらにもっと大きな中間工業試験をやるといふことになる、その目標とするものはいふゆる経済的価値です。その経済的価値といふものを中心としてさらに中間工業試験をやるといふことになりまして、現場の一番いい場所を選んで、そこで中間工業試験をやれば一番経済的な結果といふものが出てくるわけですね。ですから、私が申し上げるのは、ラボラトリーで成功し、パイロット・プラントで成功し、しかも今度は開発を目標としての中間工業試験をやるのであるから、この中間工業試験研究所といふものは現場へ持つていくのか、あるいはまた工場内でやるのかといふことです。

○井上説明員 現在のパイロット・プラントの試験が済んで、技術的にも経済的にも見通しがつけば、もちろんその次の段階としては現場適用、いわゆる鉱山の近くへ行くといふことが本来の姿かと思ひます。

○齋藤(憲)委員 長年の間、人形峠を対象といたしまして、われわれは予算をこゝろに投じて、そして原子燃料公社はきわめて熱心に調査探鉱して、予想埋蔵量二百四十万トンといふまでこぎつたわけなんです。が、われわれの一番心配しておりました人形峠を中心とするところの開発といふものは、いつ行なわれるかわからない。特に今着席された赤澤委員のごときは、地元でありますから、この問題について、たびたびこの委員会でも質問されてゐるけれども、さっぱり目鼻がつかない。ところが、幸いにこゝろいふ方向が見つかつて、そしてラボラトリーに成功し、プラントにおいて成功し、もう今度は残すところは経済的な問題だといふことになつておれば、行政指導といふものはそういうところにあるのであつて、助成金をなんぼ出す、けちな助成金を出せば、古河電工といふものは、いや、おれは現場へ行かないといふ

うかもしれないけれども、助成金をうんと出せば、みんな現場へ行つてやるという気持ちになるのですから、そういうところを一つ行政指導として、十分現場において中間工業試験の行なえるような処置を講じていただければ、今度は一番いい場所をもって設備をし、そして坑道から、掘さくする費用から何から全部、そこで経済的なデータをとれば、それを一べんやつてのければ、あとは人形峠大開発ということになるのではないかと私は思う。そういうところを、行政指導でタイムを詰めてもらいたいというのです。そういう御所信がありますか。

○紅政府委員 原子力局の所信を聞かれておりますから、私からお答えします。先ほど齋藤先生の御質問にお答え申し上げましたように、非常に有望だと判断しておりますので、なお突っ込んで検討いたしまして、できるだけ御趣旨のあるところに沿うように努めたいとお答え申し上げます。

○齋藤(憲)委員 場当たりの御答弁は要りません。いつでも、御趣旨に沿いたいとか、御高説もつともですとか、これは僕はいらないんです。

ただ、なぜそういう懸念を持ったかというところ、お話を承ると、昭和三十六年度に助成金五百万円、昭和三十七年度に五百万円、それでは同じ五百万円であつて、どうして第二次の中間工業試験がやれるのですか。先ほど原子力局長は、これは不用意に言われたかもしれないけれども、三十七年度にも五百万円助成金をやるというよりなことを言われた。そんなことでは、私は一つも進歩がないと思う。三十六年度に五百万円の助成金をやって、そして第一次のパイロット・プラントにおいて技

術的に成功したならば、今度はこれに経済的な検討を加えていくということであつたなら、人形峠の現場において経済的なデータの出るだけの規模でもつて、これは中間工業試験というものをやってもならなければならぬのですから、それは誤つてはいかぬのですよ。小さなパイロット・プラントでもつてやつて、技術だけは確立したけれども、原料は一日に一トンしか要らないのだから、これでは経済的価値判断ができないというものが、今の第一次パイロット・プラントだと私は推測する。だから、経済的にやろうということになつたら、一日に五トンとかあるいは十トンの鉱石をつぶすところの設備を持つて経済的な判定を下していかなければならぬ。それには、わずか五百万円の助成金でやつてもできつこない。私はそれを言つておる。

○紅政府委員 私は、私も齋藤先生の御質問にお答え申し上げましたときには、三十六年度は約五百万円助成金としておりますが、三十七年度におきましてはまた支出を決定いたしておりますので、目下審査中でございますから、御趣旨を生かす得る余地があると考えて、お答え申し上げます。

○齋藤(憲)委員 くだいようですが、もう一ぺん念を押しておきます。技術的な決定を見るために現在のパイロット・プラントをやつておる。その結果によつて技術的に確立いたしましたならば、人形峠の現場において経済的判定を下すための第二次パイロット・プラントをやる。これには適當な行政指導と、それから助成金をやる、かように御答弁から感知し得たのでござい

ますが、このまま信じてよろしゅうございませうか。

○紅政府委員 私の方の研究助成金は研究に限つておるわけでございます。まして、先ほど私が申し上げましたのは、まだ技術的に確定いたしてないというものは、研究の分野に属するかと思ひます。しかし、経済的にどうかという検討につきましても、われわれはもちろんやらなければならぬということを考へておりますが、助成金のワケ内において経済的な問題を扱うことではないというふうに御理解いただきたいと思います。

○齋藤(憲)委員 どうも答弁がすこぶるあいまいになつて参りました。私がさつき原子燃料公社設立の趣旨をあげて申し上げましたのは、ここなんです。私たちが、筆をとつて原子燃料公社設立の法案を作つた方なんです。でありますから、特に原子燃料公社の存在というものに言及いたしたのであります。原子燃料公社が今やつておる硫酸法と、重炭酸塩及び修酸法を比較検討して、重炭酸塩及び修酸の方が硫酸法よりも、人形峠の原鉱石を相手として国産ウラン燃料を作るにはすぐれておるといふ技術的な確立をした場合に、原子燃料公社にこれをやらしたつていいわけでしょう。ちつとも差しかえないじゃないですか。それはもちろん特許権者とか、あるいは古河電工等との折衝もあるかもしれないけれども、原子燃料公社が金を出してそういう設備をやつて、そして経済的な検討を加えてみる。これは十分経済的な検討を加えた結果やつてよろしいものであるとしたならば、これは古河電工に差し戻して、民間でもつて開発さしたつていいわけでしょう。助成金を研

究だけに限つて、経済的な検討を加えるところのパイロット・プラントは考へないということになれば、問題はちつとも進まないということになる。

○紅政府委員 私の答弁がまずいからか、なかなか御理解をいただけないのですが、今申し上げました約五百万円を三十六年度に出しているというものは、研究助成金の項目から考へております。しかし、先ほど来、齋藤先生が御提案なさつていらっしゃる、燃料公社でこれを考へていったらどうかという問題になりまして、もちろん燃料公社は、経済的に引き合つか引き合つかないかということも当然検討の対象といたします。その点については十分に考へていきたいということでございます。もちろん三十七年度の予算はそのことを織り込んでございせんから、三十八年度予算において十分検討に値するといふふうに考へられるわけでありませう。

○齋藤(憲)委員 ちょっと長官に伺います。これはやはり長官に何かなければ最後のとどめはわからぬですから。新しいウランの精錬方法が日本の特許になつて、大学においてのラボラトリーの試験においては技術が確立した。技術が確立したから特許がとれたというところなんです。それで、今度は三十六年度に五百万円の助成金を出して古河電工にパイロット・プラントを作らせた。新聞によると、これは非常な成功をおさめているというのです。そうすると、あとに残るものは何かと

いふと、それがはたして経済的にいかにいかないかという問題なんです。私さつきから当局に質問いたしておりましたのは、ラボラトリーで成功し、技術的にパイロット・プラントで成功し、

あと残つてゐるものは経済的に検討を加えることだけであるということになつたらば、これは現場に行つてパイロット・プラントを作つて経済的検討を加える。しかし、これは研究の助成金の中には入らない、こう言うのです。それでは原子燃料公社にやらしたらどうかというのを今提案したのであります。けれども今の御答弁からいふと、なかなかちがひがあるところでありませう。私は、そういうところ

に研究調整費というものがあつたのではないかと。一体科学技術庁というところは、技術的にだけ検討を加えて、そしてこれが経済的にものになるかものにならないか検討が加えられないのだというなら、それはかたわなのことなんです。科学技術というものは、私から言つてもないことであるが、科学技術庁設置法によるといふと、国民経済に寄与するということになつてゐる。結局国民経済に寄与するといふことは、経済的に成り立つか成り立たないかといふところまで検討を加えることだと私は考へておりますから、技術的に成り立つたけれども、研究だけに助成金ははられてゐるから、経済的検討を加えるには金は出しようがない、そんなばかなことではないと思ふ。そういう点において研究調整費、そういうものもあるのじゃないかと思ふのですが、こういうものを推進して考へて科学技術庁にあるのですか。長官一つ。

○三木国務大臣 齋藤委員の御質問になつてゐるように、国産のウラン鉱といふものはできるだけ開発するといふ建前がいい。これは世界に無制限にあるわけでもないのです。国産の燃料があ

れば、これは開発すればいい。しかし、品位が御承知のように非常に低いわけですから、貧乏処理の精錬方法というものは、これは単にウランに限らず、日本の場合は鉄などにもそういう問題があったわけですね。だから、古河でそういうふうな研究をやっておる。これに対して、われわれが協力するといふ形です。将来これはいよいよ経済的になることが確かめられれば、これは大きなウラン開発の功績になると思ひます。研究調整費をやったかどうかという齋藤委員の御指摘ですが、そういうふうな、いよいよ企業化させるというところになれば民間があるいは適当なかれませんか。どこでやるかというところは、今ここで答えてみるといふても無理であります。しかし、そういうふうな新しい貧乏処理の精錬方式ができたというところに対して、科学技術庁は重大な関心を持って、これはやはり経済的に成り立つように育成していくというところは、われわれとして大きな関心事でなければならぬ。従つて、これは新聞等に成功したということが載つておるようであります。もう少し科学技術庁としてもこの問題を具体的に検討して、これがやはりそこまで成功するならば、経済的に成り立ち得ることは可能でありましょうから、重大な関心を持つようにして、齋藤君のねらいである国産の資源を開発せよという趣旨には、それでいきたいと思つております。

○齋藤(憲)委員 私の上申しておるのは、ちよつと長官の頭のはしつこに入つておるけれども、まん中に入つていないですから、もう一べんやります。科学技術庁というところは、そういう助成金をやつて技術的にりつぱな方法であるといふことを認めた際に、今度は経済的な価値判断をやらなければいかぬわけですね。その経済的な価値判断には科学技術庁で全然手を触れないのか、あるいは経済的な価値判断まで科学技術庁がやる手があるのかどうか。科学技術庁でやる手は、やはり新技術開発事業団に委託する、あるいは研究調整費でやるか、いろいろ手はあるわけですね。助成金をやつて技術は確立した、これは世界的に見るとまだまだ疑義があるといふときには、そのまゝおつ放してしまふのですか。経済的な価値判断まで科学技術庁の手でやるのですかといふことを伺つておるのです。

○三木国務大臣 それは、助成金を渡して技術的に成功したものをおつ放すといふことは、国民経済に対して寄与することが技術の研究の目標ではないから、それでは責任を果たしてないわけですね。やはり研究調整費は、企業化の一手手前といふべきで、そこまでは研究調整費の範囲をこえるのではない。新技術開発事業団といふものがあるから、企業化の一手手前といふならば、科学技術庁が大いにあつせんして、新技術開発事業団、これの橋渡しをするといふようなことは科学技術庁がやらなくてはならぬことだ。それを研究調整費で出すといふことは、なかなか予算にも限度がございまして、また研究調整費そのものの性格からいっても、それで十分いけるなら新技術開発事業団を作る必要はなかつたわけですから、新技術開発事業団に橋渡しをして、この問題なども、そこで今後は大

じかけにやるということが好ましいと思ふのであります。

○齋藤(憲)委員 古河電工の独自の力でやれば文句はないわけですね。もし古河電工独自の力で経済的検討を加へ、第二回目の中間工業試験がやれないといふときは、新技術開発事業団といつても、これはウランでありますから、ちよつと的はずれな感じがする。そうすると、結局原子燃料公社がこれに手を差し伸べて、そうして経済的な価値判断をするとか、何らかの方法を講じなければならぬと思ふのです。そういう点に対しては、ここで即答を求めてもなかなかむづかしいと思ふのであります。長官も、ひまがございましたら古河電工に行かれて、実際国産ウラン開発の原動力をなさうとごとき研究完成が行なわれておるかどうかといふことに御検討を加へられた、一刻も早く国産ウランの開発に着手できるように――これがやれるとやれないとでは、昭和三十八年度における国産ウラン探鉱費に大きな影響があると思ひますから、これをなるべくすみやかに実現の方向に持つていくように御努力をお願いいたします、私の質問を終わります。

○山口(好)委員長代理 山口鶴男君。

○山口(鶴)委員 先ほど副委員長、中曾根委員等から論議のございました統一見解の問題につきましては、私もこのように考えるのであります。これを第一の前提におきましては、原子力基本法第二条のいわゆる解釈を述べておられるわけでありまして、私はここで、利用といふ言葉の中に輸出が入るか入らないかといふことについては、いろいろ議論があろうかと思ひますけれども、

しかし、原子力基本法第二条というものは、利用という言葉に輸出が入るか入らぬかというよりなことは、小手先でもつて議論する条項ではないと思ひます。これは世界唯一の原爆被爆国である日本が、原子力の開発に乗り出すにあつては、くまなく民主、公開、自主の原則の上に立ち、しかも平和目的といふものを厳格に守るのだといふ、いわば大きな理想を掲げた条文でございます。当然平和憲法第九條にもかかつて、また憲法前文である世界平和に寄与するといふ一つの大きな日本の國の方針、こういうものに当然かかわつてくる条文である、私はかように考えるべきだと思ふのであります。利用といふ言葉の中に輸出が入る入らぬといふ小手先の法律解釈でもつてこれを判断することは、私はやはり問題が残るのではないかと思ふのであります。そして、私も懸念をいたしましたのは、法律解釈では輸出の場合には何ら制限するものではないのだ、ただ、中曾根さんと言われたように、法文解釈は別として、政策では当面こういうことをとるのだ、こう述べておられるわけでありまして、私もこれがいふ形式を見るとすぐ想起をしなければならぬのは、今国会で問題になつてゐるたゞは核武装の問題、これに対して歴代の政府は、現行憲法では決して核武装は禁止はされておらぬのだ、ただ現在の池田内閣の政策としては核武装はしないのだ、こう言つておられるわけですね。そういうやり方と全く似たような形式になつてゐる。私もそれはそれで、ところどころに危険を感じるわけでございます。法文解釈云々があるけれども政策はどうか、といふことではなくて、私が指摘いたしました憲法前文、憲法

九条、それにのつとつた原子力基本法第二条、こういう観点から、やはり私はもつと明確な筋を通した考え方に原子力委員会は立つべきではないか、かように考えるものです。ただ、この点の議論は本日は時間もおそくなつておりますからいたしません。一応そういう考え方をとるべきではないかといふ私の見解を申し上げておきたいと思ふのであります。

そこで、具体的な問題を一つだけお聞きしたいと思ひます。それは、現在紛争中の原研労組の賃金問題に関するところでございまして、聞くところによりますと、この原研労組が一律に五千円の賃上げを要求をいたしました。いろいろの所側と折衝をいたしました、これに対して中労委があつてに乗り出つて、中労委としては二千二百五十円であつて案を提示をいたしました。組合といたしましては、この中労委あつせん案を受諾をいたしました。ところが、所側におきましては、この中労委あつせん案を受諾するといふ形をとらずに、あつせん案とは若干異なりまして二千九十九円を出す、こういう形で現在紛争が続けられておると聞いておるのであります。金額とすれば百五十円程度の開きしかないわけでございます。日本における唯一の原子力の研究センターである原研に、こつとつた中労委のあつせん案が出、しかもその受諾をめぐつて紛争が起こるといふことは、原子力委員会としても当然慎重に考えなければならぬ問題ではないかと思ひます。所側としては、たとえば大蔵省とかあるいは原子力局とか、そういうところといふいろいろ話し合ひをいたしておるのだけれども、財政的な面も

九条、それにのつとつた原子力基本法第二条、こういう観点から、やはり私はもつと明確な筋を通した考え方に原子力委員会は立つべきではないか、かように考えるものです。ただ、この点の議論は本日は時間もおそくなつておりますからいたしません。一応そういう考え方をとるべきではないかといふ私の見解を申し上げておきたいと思ふのであります。

九条、それにのつとつた原子力基本法第二条、こういう観点から、やはり私はもつと明確な筋を通した考え方に原子力委員会は立つべきではないか、かように考えるものです。ただ、この点の議論は本日は時間もおそくなつておりますからいたしません。一応そういう考え方をとるべきではないかといふ私の見解を申し上げておきたいと思ふのであります。

あつて二十九万九千円以上はなかなか無理なんだ、こういう点で固執をいたしておると聞くのであります。中労委あつせん案が出たら、私は当然所側は受諾したいと思ふ。そうしたら紛争が解決する。どうしてこういつた程度の問題からこのような紛争になつておられますか。この点、原子力委員会あるいは局長でもけつこうであります。積極的な解決をする意図が、積極的なのかどうか。また、そういう点の努力をいたす御用意があるかどうか、お聞きをいたしたいと思ふ。

○紅政府委員 ただいま山口委員から御指摘の問題は、昨年の十月にさかのぼるベース・アップの問題でございます。私たちが真剣に取り組んでみた問題でございます。御存じの通りに、この動機となりましたのは、昨年の十月一日、政府関係機関が五十幾つございしますが、その給与を二一に上げようといふことになりました。一般職公務員が七・一％のベース・アップをするのに右へならえをして、十月一日にさかのぼつて一斉に七・一％の財源をもつてベース・アップをするというふうなことに相なつたわけでございます。それ以来ずつと折衝を重ねて参つております。私の方のいろいろの機関、すなわち情報センター、原子燃料公社等におきましては、七・一％の範囲内において妥結を見ました。ところが、残念ながら、原子力研究所におきましては、何回となく理事者側と組合側との間で協議をしているのでございまして、なかなか妥結というに至りません。組合側としては、所側にも通知なく、突如として昨年の十二月二十五日中労委にあつての依頼をいたしたわけでございます。所側もこ

れに依つて、三月八日藤林あつせん員からあつせん案が示されて、三月八日の夜組合側は直ちに受諾いたしました。所側におきましてもいろいろ検討いたしました。三月十九日には受諾をいたしたのでございまして、その際、この中労委の十月一日以降一人当たり月額二千二百五十円、原資をもつてというその原資の解釈を、所側といたしましては、予算単価に二千二百五十円を積み増すものであるという解釈のもとに受諾いたしました。その後組合側ともいろいろ協議をして参つておたのでございまして、組合側は、中労委のいう二千二百五十円は十月一日の現給に積み上げるべきものであるという考え方を中労委の方へ申し入れた。まして、ただいまもお話しの通りに、その点をめぐり紛争にしばられていたわけでございます。それより前に、組合側としては、二千二百五十円は一律に積み、従来の俸給表では、御承知の通りに、たとえば初任給なんかもらつてゐる人は低いのですが、十年も勤めたりした人は高くなる。それに対して一律に二千二百五十円を積み、相当長い期間にわたつて所側に交渉してゐるのであります。しかし、今申しましたように、最近しばらくしてきておりますのは、そういう主張は一応やめまして、やはり原資の論に帰つてきて、山口委員も御指摘の通りに、予算単価ではなしに現給に積み、そのうちの差額は百五十一円になるというところでございます。しかし、この点につきましても、官庁ではもちろんのことでありまして、官庁に準ずるところの政府機関におきましては、すべて財源措置といふものは予算単価をもとにして

争われているものでございまして。たとえば七・一％では各機関等も妥結してゐるというのに、原研のみが五十幾つかのうちに残されてゐるというところでございます。それはすべて予算単価の上において解決してゐるということでございます。原研は特殊法人でございます。しかし、ほかの政府関係機関においても特殊法人等はたくさんございまして、公団等がございまして、その同じ特殊法人ではございまして、けれども、その特殊法人の給与の扱い方といふものは、すべて予算単価をもとにするところの争ひであつて、当初から、争ひを中労委にあつせんしました。折に、組合側は予算単価をもつて一五％のアップをしてくれという要求を所側にいたしました。これがなかなか先ほど申し上げておる通りに、話がととのわないからというゆゑに、そういうあつせんを中労委に依頼したというふうな経緯もございまして。ところが、中労委のあつせんを現給に積み増すものであるといふふうな組合の主張にしばられてきておるわけですね。何しろ、御存じの通りに、会計年度というものがございまして、やはり官庁に準ずる政府関係機関におきましても、三月末日をもって打ち切れという風に相なつておりました。しかし、今日四月の幾日かをこえておるわけでございます。こゝえまして、原研について藤林あつせん案というものは出ましたが、そのおりに、四月六日までは猶予期間として取り扱われておりましたので、昨日の夕方五時から七時の七時にわたつて、いろいろ事務折衝を組合側と理事者側と重ねております。所側はやはり予算単価という考え方でありますし、組合側も今ではその中の配分の問題について

折衝を重ねておるといふ段階でございます。四月六日に東海研究所においては全日ストをやるといふことを理事者側に通告して参つておたのを直ちに取消しして、事務折衝に入るといふ段階で、先ほど申し上げますように、予算単価に積み増すところの二千二百五十円というところの了解の上にその配分について事務折衝に入り、また一休みしまして、けさ七時までにかつておりますから、また十時から引き続き事務折衝を理事者側との間に行なつていふという状況でございます。おそろくはきょうにでも妥結するのではなからうかといふふうに考えております。私自身も本日の対策本部にも出なくちゃなりませんし、こちらの委員会にも参つておりますが、絶えず一日も早く妥結してくれるようにといふふうに念じております。おそろくは、皆さんも一日も早く解決して、労使関係が正常な状態に戻りたいといふことだらうと思つております。それが今日までの状況でございます。私たちが一生懸命に努力してみたその結果は、おそろくは七・一％が政府関係機関すべての財源措置でございますけれども、原研におきましては、それを多少上回るプラス・アルファの努力だけでは、及ばなかつたのでございまして、これをどういふことでは申し上げることができると思ひます。

○山口(議)委員 いろいろ努力されておるようであります。そこで私は聞きたい。努力されるのはけつこうなんです。問題は、私は原研労組と原研との間のいわば労働関係、これをどういふふうに考えるかといふことに問題があると思ひます。どうも、今のお話を聞いておきますと、昨年の人事院の勧告

が出まして、公務員に対しては七・一％の賃上げがございました。それは国家対国家公務員という、また人事院勧告という制度があるゆゑにこういふ形がとられた。この場合の労働関係を、原研労組と原研との間におけるように、当然労働組合法に基づいて中労委にあつせんができるという違つた労働関係にあるという機関等を、何が何でも同一視いたしまして、そうしてやつていくという考え方にこそ間違ひがある。こういふふうにいわざるを得ないと思ふ。努力されてみましても、七・一％を押しつけるような努力をするのと、そうではなくて、そういった労働組合法に基づく労働関係なんだという認識の上に立つて正常な労働慣行を作り上げるという観点から努力するのは、全く私は行くと思ふ。その違ひだと思ふ。そういう努力の仕方。それから労働関係をどう考えるか。ただいまの局長さんのお話には、私は非常に疑問があるような気がしてなりません。そこでお尋ねをいたしますが、聞くところによりますと、原子力委員会では、政府機関が七・一％だといふことなんだから、七・一％でもつてこの事態を收拾するんだ、こういうふうなことをわざわざ原子力委員会の席で論議をされて、そしてそういう方針を定められた。そしてまた原子力局では、公務員と同じような七・一％にのつて給与表まで作つて、原研側にこれを示して、これでもつてやれ、こういふような指示をやつたといふふうな聞いてゐるのですが、私はこれは逆だと思ふ。原研と労組とが団体交渉をいたしまして、そして、こういふ形で妥結をしたと思ひます。一

つ原子力委員会許可してくれ、原子力

委員会としては許可をする、こういうのならば当然わかりますけれども、給与表まで原子力委員会で作業して、全体の方針をきめ、原子力局で俸給表まで作業をやつて、これでやれというよりな格好で押しつけるという事は、私は全く誤りだと思ふのですが、そういう事実はございませんか。

○紅政府委員 それはお説の通りでございます。確かにわれわれは財源の措置について許可すればよろしい、という立場でございます。従いまして、理事者側から、給与表をかくのごとくしたいが、いかがかという伺いが出ております。それに対しては、われわれのところでは、これはかくのごとき給与表にすべきではないかという意見を申し上げております。しかし、山口委員もおそらく御経験がおありと思いますが、給与につきましても、単にこれだけでいいとか、これはどうだとかいふような問題ではございませんので、やはりそれぞれにあるべき姿において給与表というものは作られなければならない。従つて、私たちの方の専門家が、原研が持つてきたところの案に対して、この配分はかくあるべきではないか、そういうことを申し上げるのには当然だと思ふのです。ただ、そのみに、財源は幾ら幾ら、何百万円よこせというふうなことで、それでよろしいというふうな許可というものは國家に忠実なるゆえんであると私は思つておられません。やはりその中をよく確かめまして、そして納得のいくところで給与表というものはきまつていかなくてはならぬ。その財源措置もしくなくてはならぬといふふうに考えるのであります。ただいま例をおあげになりましたのは、原研の理事者側から持つてき

たのに対して、かくのごとくすべきだといふようなことで協議したという事実はございますが、私の方からこの給与表でやれ、事態をおさめろというよりな指示をしたことはございません。

○山口委員 問題は、予算の総額を許可するにあつて、給与体系がどうあるべきかというふうなことにいろいろの相談をなさるといふことは、もちろんわかります。ただその場合、國家公務員がこうなつたのだから、それと同じような体系をそのまま押しつけるといふ方が、それでなくちゃいかぬといふふうにか、われわれの方といふのは、日本の原子力研究を進める責任を持つ原子力委員会及び原子力局の態度としては、どうもいかがなものかといふざるを得ないと思ふのです。やはり予算のいろいろな制約もございまして、また、國家公務員があいまいな形の俸給表である。また他の公団等もそれに準じた格好になつておる。こういった中から、原研だけがあまり違つた格好では、というふうなことをお考えになることも、わからぬこととはございません。しかし、私は、そういうことを考えると同時に、原子力委員会なり原子力局は、日本の原子力研究を進めるにあつてあるべき給与体系はどうか、こういった考え方がなくてはならぬと思ふのです。そういった考え方をきかせて、いろいろ指示をされるのが妥当なのであつて、やはりそういった考え方に十分なものがあつたといふふうにとり、私も私は受け取りかねるので、私の意見を申し上げたわけでございます。そういう私が申し上げたやうなことも考へておられますか。これは原

子力委員会の方でもいろいろ議論されるやうでありますから、原子力委員会の給与担当、どなたがやつておられるか知りませんが、原子力委員の方の御見解を一つお聞かせをいただきたいと思ふのでございます。大臣からでもけっこうです。

同時に、いま一つ聞いておきたいのであります。やはり原研と原研労組といふやうな格好でいろいろ交渉いたします。ところが、所側が、予算の権限その他について、一々大蔵省なり原子力委員会あるいは原子力局の方に何力をしなればいかぬ、そういう特殊な事情がございまして、そうすると、労働組合の側から見れば、原研当局といふのは全く主体性がなくて、交渉しても何にも話が進展しないか。それからいふと、原研労組が直接大臣のところに行つて交渉するといふわけにはなかなか参らぬと思ふのです。そうすると、のれんに腕押しみたいなもので、主体性のないものと交渉して、こういった形がどうしても出てくる。ここに、私は問題があると思ふのです。

そこで、私は大臣にお伺いしたいと思ふのです。今度の炭労と政府との折衝——炭労は決して、総理大臣に対して団体交渉権があるという団体ではもちろんございせん。通産大臣に対してもそうでありましょ。しかし、日本の総合エネルギー対策をどうする、そしてまた、国内の不安を呼び起こすやうな事態が起きようとするときに、政府は政府の責任において、団体交渉権云々といふことは離れて、やはり政治的な解決に乗り出す、こういうことが行なわれたといふことは、私は非常にけっこうだと思つております。とす

れば、大臣としても、いつまでものれんに腕押しのような格好に原研と原研労組を置いておくといふことについては、私は再検討される必要があるのではないかと申すのです。そして、もちろん最終的に予算等について、認可権は別といたしまして、ある程度主體的な立場で所側が労働組合に対処できるやうな一つの形というものを打ち立てるといふことも、私は決して不可能ではないと思ふのであります。現に中労委としては、所側が言つてゐるやうに予算単価に対して乗せるな、こういった方式については中労委あつせん、という趣旨に反するといふことを言つてゐる、ということをお聞かすのであります。政府機関が中労委のあつての趣旨に違つたやうな形でいろいろ交渉を行なわれるといふことについても、やはり私は反省をいたさなければならぬと思ふのであります。そういったことも加へまして、大臣として、今のやうな状況にある原研と原研労組とのいわば労使関係といふものを、もつと労働組合の立場に立つて、十分原研労組と原研とが話し合つて、主體的に問題が解決できるやうな、そういう方向に持つていくおつもりがあるかどうか、また、

そういうことを通じて、日本唯一の原子力研究の機関である原研の体制について一歩進めるといふお考え方があるかどうか、この点を一つお聞かせをいただきたいと思ふのであります。

○三木国務大臣 原子力開発のやうな、ああいう重要な研究所に労使の間の紛争が起ることは好ましくないこととは御指摘の通りです。従つて、労務関係といふものは、労使の関係あるいは給与も含めて、もう少し原研の体制というものを再検討してみたい、こう

思つてゐるのです。しかし、これは建前からも原研の中で処理すべきもので、われわれが直接にといふものではないけれども、そういう労使関係のあり方というものを、われわれとして、もう少し再検討を加へたい。今度の場合も、われわれとすれば、できる限り研究者あるいはそれに付随した業務を行なつてゐる人たちの待遇を改善したいといふ考えを絶えず持つておるわけでありまして、そういう点で、人事院に対しても強く要望しておるわけですが、しかし、國立の研究機関として、一方においていふんな制約もあるわけでありまして、必ずしも労働組合の言ひ通りにいかない場合がある。ことに政府の予算の制約を受けるものとして、予算単価を離れて現給といふことについては、今日の予算の建前から非常に困難である。——できる

だけ増進したいといふことで、実際は七・一を多少上回つたわけですが、それは努力をしたのであります。労働組合の言ひ通りにいたしますと、七・八ぐらいになるのでしよ。これはやはりほかの方にも同種の研究機関がありまゝから、原研だけにとどまらないわけでありまして、燃料公社その他いろいろあります。理研もある。そういうことで、必ずしも満足だとは思つておりませんが、現在の問題としては、今、原子力局長も御報告申し上げたやうに、これで大体きつた話かと申すのではないかといふ期待をいたしておるわけでありまして、この問題はこの問題として解決しますれば、次にはやはり労使関係、ことに給与の問題等のあり方に對して再検討を加へたいと私は考へております。

○山口(鶴)委員 私、一年生ですからあまり詳しいことを知りませんけれども、私どもが国会へ出る以前、地方におりまして、三木大臣の経歴は自民党の中でも最も進歩的なお考え方を持っている方だといふに、国民の間で常識としてなっていたと私は思ふのです。そういうつもりで私も思ひました。現在でもそういうつもりでおります。今の大臣のお話を聞かしまして、納得できるところが多いのであります。大臣の言われましたように、確かに予算の制約等はある。しかし、原研の労使関係というものを、所側がもつと主体的な立場で処理できるように進めていきたいというそのお考え方は、私は非常にけつこうだと思ふのです。とにかく今の状態では、ほんとうに所側が主体性がなくて、俸給表の内容に至るまで一々原子力局に持参いたしまして、これでよろしいのかどうか、いや、これはこうだこうだといふようなことを言っておるような状態では、これは原研労組としても非常にたよりないと思ふのです。ですから、この問題は、百五十円がどうだこうだといふことももちろんありません。しかし、同時に、原研労組の気持を推察いたしますのに、交渉する相手は何かたよりなくしてしうがない。そうではなくて、交渉する相手ももつと主体的に交渉して、問題の解決をはかれるような、そういう体制を作つてくれといふところに、私は今回の紛争のねらいがあるような気がいたします。ぜひともこの点につきましましては、自民党の現在の大臣の中でも最も進歩的なお考え方を持っておられる大臣の仕事として、この原研といわず、理研あるいは原子燃料公社、似たようなものを通じ

まして、一つの新しい労働慣行といふものを作つていただく方向に一つ御努力いただきたいことを、特にお願い申し上げます。○岡委員 原研労組の給与の問題も、毎年実はわれわれも大臣に要求しておるわけなんです。御存じのように、原子力研究所は日本の原子力研究開発のセンターであるから、ここには優秀な公務員を集める必要がある。それには現在のところでは、なかなか英才が集まらぬのではないかと。だから、この点や特殊法人というふうな形態をとつて、そして処遇についても十分に配慮し得るようにならうといふのが、あれを特殊法人にした大きな動機であつたわけなんです。ところが、その後、大蔵省あたりの考え方、だんだんといふは一般の公務員のベースの方向にレール・ダウンされつゝあるといふのが、やはりあそこを働いておる諸君の不満の一つでもあるようです。

いま一つの不満は、山口君も主張されましたように、原研の理事者の諸君には、予算についての権限がない。そこで、原子力局にお伺いを立てる。枉君の悪口を言うわけじゃないが、あなたはやはり会計課長としてなかなか渋い。大蔵省へ行く、それは原子力予算のいろいろ御折衝もありますから、このことについてあまり大蔵省に強硬も言えないといふようなことから、この原子力研究所の諸君は、毎年こうして年中行事のようにストをやる。われわれは、原子力研究所は、ほんとうにりっぱな仕事を次々と打ち出して、くれる日本の名実ともに原子力研究開発のセンターであつてほしいのに、むしろストライキが名物になるといふよう

なことで非常に残念であります。先般も私は、大臣は直接労働組合の代表の諸君の意向を聞いてくれないか、池田長官のとき私は率直に申し上げた。そうして、やはり政治的な折衝の段階で、大蔵大臣に言うべきことがあつたら大臣として言つていただければいいところだ、こういう年中行事のストライキに終止符を打つてもらいたいといふようなことを強くお願いしたいこともあります。たまたま先般人事院においても、技術に理解のある、技術者の処遇に理解のある方を御推薦いただいて、私も非常に敬意を表しておるのでもございますから、ぜひ親心を持つて善処をお願いしたいと思います。私が引き続きお尋ねを申し上げたいことは、実は先般新聞を見ると、MASAの調査員が今フリーピンに来ているが、日本で受け入れられるというところが困難で承認をされた、このことは私も非常に重大な関心を実は持つておりますので、このことについて将来起こり得べきいろいろな問題について、特に科学技術庁長官としての大臣の御所見を承りたかつたのでございます。しかし、こうして見渡すと、ろとろの方々が少ない。私も御存じの通り、国会正常化の立場から、今晩に至るまで堂々の論陣を張つたわけでもございません。ところが、これを理由として委員会では与党の諸君が少なく、これでは、まあ、一つ欠席の諸君に固執決議案でも出さるものなら、わが党が勝つかもしれませんが、まあ武士の情けで不在裁判はやめることにいたしました。この際簡単に、NASAの調査員が日本へ来る目的は何なのかといふこと、それに対する閣議での御報告

の内容等を承りまして、質問は次回の内容等委員会に譲りたいと思ひます。○三木国務大臣 アメリカのNASAから人工衛星の追跡のセンターと申しますが、探知の設備を持つセンターを日本に置きたい希望がある。それは、九州の地区で六カ所ばかり向こうの希望の地域を申ししてきたわけでありま。むしろ日本ばかりでなしに、フリーピン等もその候補地になつておるわけでもございます。これは軍事目的に使用してはならぬ。平和目的のものであるといふことは明白でございます。また、日本の科学者との協力関係も向こうは否定してはいないわけですから、従つて、それはそれなりに日本の宇宙開発にも寄与するものがあると思ひます。しかしながら、その八十エーカーくらいの地点と、その周辺に對していろいろ建造物に対する制限もあるわけですから、従つて、たとえば航空路の問題、その上空は飛行機が通ることとは困るというふうな制限もありましようし、また電波を送るような場合もある。これは国内の電波法の関係もあるし、航空路の関係もある。従つて、いきなり現地を調査するといふことは困る。しかし、何分にも文書の往復では詳細にその内容といふものがわからりませんから、フリーピンまで来られておるといふならば、日本に來られるならば具体的な内容に對して検討する用意がある、といふようなことを先方に返事をいたしたのでござい。どういふ設備をして、その設備をした周辺に對してはどのような制限があるのか、日本との協力関係はどうか、いろいろなことと具体的な問題を明らかにして、そしてそれがいいものならば、現地の調査——むしろ現地の承諾も得るわけでありまして——現地の調査をするように進めていく場合もある。が、どうしてもいろいろな状態で——ただ宇宙開発といふようなことだけでは、ない。国内法のいろいろな関係もあつて、都合が悪いときには、それはお断りをする。現在は詳細内容を聞くために調査員を受け入れてデイスカッションの機会を持ちたい、こういうことが現在の政府の立場でございます。

○岡委員 質問はこの次の機会ということにいたしまして、資料を一つ御提出をお願いしたいと思います。御存じのように、NASAの打ち上げおる二十七ばかりの人工衛星が現在回つておるようでありまして、特に偵察衛星サモスについては、カナダとオーストラリアの南部に追跡ステーションが置かれてあります。これはどういふ国と国との間の協定において置かれておるか。また、その追跡はNASAがやつておるか、あるいはまたその国の科学者も協力しておるか。あるいはまたその運営において、いわゆる機密保持というふうな厳重な制限があるのかどうか。こういうふうな点を含めまして、カナダとオーストラリアにおける基地の実態について、資料をぜひ一つこの次の委員会までに御提出をお願いしたい。その上でまた、ゆつくり質問をさせていたゞくことにいたします。

○三木国務大臣 突然にこの問題が起こりましたから、次の機会までにさういふ協定、いろいろ御指摘になつたやうなことが資料として出せるかどうか、諸君負いかねますが、現在の時点においてわかつておるだけのことは資料として出すことにいたします。

第二類第三号 科学技術振興対策特別委員會議録第十九号 昭和三十七年四月六日

○山口(好)委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十九分散会

〔参照〕

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十七年四月十一日印刷

昭和三十七年四月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局